

# 平成29年度第2回武蔵村山市国民保護協議会会議次第

日 時 平成29年9月27日(水曜日)  
午前10時半から  
会 場 市役所301会議室

## 1 開 会

## 2 会長挨拶

武蔵村山市国民保護協議会会長 市長 藤野 勝

## 3 講 演

演題：「国民保護に係る警視庁の役割」

講師：警視庁警備部危機管理室長 警視 松原 正美 氏

## 4 議 題

(1) 武蔵村山市国民保護計画の修正について（答申）

## 5 報 告

(1) 今後のスケジュールについて

## 6 閉 会

### 【配布資料】

- 資料1 武蔵村山市国民保護協議会委員名簿<出席者名簿>
- 資料2 武蔵村山市国民保護計画案作成に伴う修正箇所について
- 資料3 武蔵村山市国民保護計画修正案新旧対照表【東京都事前協議終了後】
- 資料4 武蔵村山市国民保護計画（案）
- 資料5 武蔵村山市国民保護計画修正スケジュール

## 武蔵村山市国民保護協議会委員名簿

資料 1

平成29年9月27日現在

	機関名	職名	氏名
1	武蔵村山市役所	市長	藤野 勝
2	陸上自衛隊第1後方支援連隊	輸送隊長	渡邊 豊
3	東京都北多摩北部建設事務所	所長	奥秋 聡克
4	東京都多摩立川保健所	所長	早川 和男
5	東京都水道局立川給水管理事務所	所長	杉山 芳彦
6	警視庁東大和警察署	警察署長	布澤 裕一
7	東京消防庁第八消防方面本部	方面本部長	阿部 寛三
8	東京消防庁北多摩西部消防署	消防署長	野崎 俊幸
9	武蔵村山市消防団	消防団長	高橋 勇治
10	武蔵村山市立小中学校校長会	雷塚小学校校長	井内 潔
11	独立行政法人国立病院機構	村山医療センター院長	朝妻 孝仁
12	日本郵便株式会社武蔵村山郵便局	武蔵村山郵便局長	植村 光明
13	東日本電信電話株式会社	東京西支店長	佐藤 永一
14	日本通運株式会社	多摩支店長	若月 剛
15	東京電力パワーグリッド株式会社	立川支社長	古家 仁
16	武陽ガス株式会社	武蔵村山営業所長	内野 治樹
17	一般社団法人武蔵村山市医師会	会長	下田 雅大
18	一般社団法人武蔵村山市歯科医師会	会員	土方 靖夫
19	一般社団法人武蔵村山市薬剤師会	会長	江郷 貴光
20	立川バス株式会社	取締役運輸部長	甲斐 恒人
21	西武バス株式会社	立川営業所長	宮本 純也
22	武蔵村山市自治会連合会	上水台自治会長	須田 俊男
23	村山団地連合自治会	副会長	土屋 輝雄
24	武蔵村山市民生・児童委員協議会	副会長	福本 安廣
25	武蔵村山市商工会	理事	藤野 英治
26	北多摩西部防火女性の会	会長	波多野 千代子
27	武蔵村山市役所	副市長	山崎 泰大
28	武蔵村山市役所	教育長	持田 浩志
29	武蔵村山市役所	企画財務部長	高尾 典之
30	武蔵村山市役所	総務部長	山田 行雄
31	武蔵村山市役所	健康福祉部長	中野 育三

平成29年度第2回武蔵村山市国民保護協議会出席者名簿

	機関名	職名	氏名	備考
1	武蔵村山市役所	市長	藤野 勝	
2	陸上自衛隊第1後方支援連隊	輸送隊長	渡邊 豊	
3	東京都北多摩北部建設事務所	所長	奥秋 聡克	
4	東京都多摩立川保健所	企画調整課長	近藤 透	代理出席
5	東京都水道局立川給水管理事務所	所長	杉山 芳彦	
6	警視庁東大和警察署	警察署長	布澤 裕一	
7	東京消防庁第八消防方面本部			欠席
8	東京消防庁北多摩西部消防署	消防署長	野崎 俊幸	
9	武蔵村山市消防団	消防団長	高橋 勇治	
10	武蔵村山市立小中学校校長会	雷塚小学校校長	井内 潔	
11	独立行政法人国立病院機構			欠席
12	日本郵便株式会社武蔵村山郵便局	武蔵村山郵便局長	植村 光明	
13	東日本電信電話株式会社	東京西支店長	佐藤 永一	
14	日本通運株式会社			欠席
15	東京電力パワーグリッド株式会社	立川支社渉外担当	菊地 廣行	代理出席
16	武陽ガス株式会社			欠席
17	一般社団法人武蔵村山市医師会			欠席
18	一般社団法人武蔵村山市歯科医師会	会員	土方 靖夫	
19	一般社団法人武蔵村山市薬剤師会	会員	宇津木 直人	代理出席
20	立川バス株式会社	運輸部旅客サービス課長	島田 尚利	代理出席
21	西武バス株式会社			欠席
22	武蔵村山市自治会連合会	上水台自治会長	須田 俊男	
23	村山団地連合自治会	副会長	土屋 輝雄	
24	武蔵村山市民生・児童委員協議会	副会長	福本 安廣	
25	武蔵村山市商工会	理事	藤野 英治	
26	北多摩西部防火女性の会	会長	波多野 千代子	
27	武蔵村山市役所	副市長	山崎 泰大	
28	武蔵村山市役所	教育長	持田 浩志	
29	武蔵村山市役所	企画財務部長	高尾 典之	
30	武蔵村山市役所	総務部長	山田 行雄	
31	武蔵村山市役所	健康福祉部長	中野 育三	

## 武蔵村山市国民保護計画案作成に伴う修正箇所について

### 1 調整内容等

#### (1) 東京都への事前協議

○ 期間：平成29年6月12日（月曜日）から同年8月23日（水曜日）まで

#### (2) パブリックコメント

○ 期間：平成29年7月1日（土曜日）から同年7月31日（月曜日）まで

※ 市役所防災安全課・市政情報コーナー、市民総合センター、緑が丘出張所、情報館「えのき」で閲覧・配布のほか市ホームページにて実施

### 2 修正箇所

第1回武蔵村山市国民保護協議会開催後、協議会の皆様から頂いたご意見を取りまとめた素案を、東京都総務局総合防災部へ提出し、東京都の関係部局への事前協議の結果を受けて、下記のとおり修正を行いました。なお、パブリックコメントでのご意見はありませんでした。

No.	頁	修正内容	
1	P27 (2) 4行目	第2編 平素からの備え 第1章 組織・体制の整備等 第2 関係機関との連携体制の整備 4 指定公共機関等との連携 (3) 医療機関との連携 また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（ <u>公財</u> ） 日本中毒情報センター等・・・	下線箇所の追加
2	P29 (1) 1行目	第4 情報収集・提供等の体制整備 1 基本的考え方 (1) 市は、 <u>緊急情報ネットワークシステム（Em-Net）、全国瞬時警報システム（J-ALERT）</u> 等を活用して、・・・	下線箇所の追加
3	P45 (2) 1行目	第4章 国民保護に関する啓発 2 住民がとるべき行動等に関する啓発 (3) 市は、 <u>都が作成するパンフレット</u> 等を活用し、・・・	下線箇所の削除
4	P63 (1) 6行目	第3編 武力攻撃事態等への対処 第3章 関係機関相互の連携 3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等 (1) ……航空自衛隊にあつては <u>作戦システム運用隊司令</u> を介し、防衛大臣に連絡する。	下線箇所の修正
5	P82 ① 3行目	4 救護の内容 (1) 収容施設の供与 ア 避難所 ① 避難所・二次避難所の開設、運営 ・・・ <u>また、女性や要配慮者の視点に配慮した避難所運営に努める。</u>	下線箇所の追加

No.	頁	修正内容	
6	P83 ② 2行目	4 救援の内容 (1) 医療の提供及び助産 エ 患者の搬送 ③ 医療救護所から災害拠点病院等の医療施設への重症者等の患者搬送については、都と連携して実施する。	下線箇所の追加
7	P95 (1) 3行目	第9章 武力攻撃災害への対処 第4 NBC攻撃による災害への対処等 4 汚染原因に応じた対応 (1) ……また、避難住民等(運送に使用する車両及びその乗務員を含む。)の避難退域時検査及び簡易除染その他の放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講ずる。……	下線箇所の追加
8	P99 (1) 1行目	第11章 保健衛生の確保その他の措置 1 保健衛生の確保 (1) 保健衛生対策 市は、避難先地域において、都と協力し巡回健康相談等を行うため、保健活動班を編成して避難所等に派遣する。	下線箇所の削除
9	P113 ア 1行目	第5編 緊急処理事案(大規模テロ等)への対処 第3章 発生時の対処 3 大量殺傷物質による攻撃(ダーティボム) (1) 対処上の留意事項 ア 初動対処 市は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、	下線箇所の表記に修正
10	P114 ② 1行目	エ 汚染への対処 ③ 市は、都及び自衛隊等関係機関が実施する <u>避難退域時検査及び簡易除染及び汚水の処理等に協力する。</u>	下線箇所の表記に修正

武蔵村山市国民保護計画修正案新旧対照表【東京都事前協議終了後】

資料3

旧頁等	修正案	現行												
P6	第1編 総論 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等 3 都の事務（都国民保護計画から引用）	第1編 総論 第3章 関係機関の事務又は業務の大綱等 3 都の事務												
P7 表中	4 指定地方行政機関の事務（都国民保護計画から引用） 【修正部分のみ抜粋】 <table border="1" data-bbox="210 419 1111 523"> <tr> <td data-bbox="210 419 483 523">北関東防衛局</td> <td data-bbox="483 419 1111 523">                             1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整                              2 米軍施設内通行等に関する連絡調整                         </td> </tr> </table>	北関東防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整	4 指定地方行政機関の事務（都国民保護計画から引用） 【修正部分のみ抜粋】 <table border="1" data-bbox="1171 419 2114 523"> <tr> <td data-bbox="1171 419 1444 523">東京防衛施設局</td> <td data-bbox="1444 419 2114 523">                             1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整                              2 米軍施設内通行等に関する連絡調整                         </td> </tr> </table>	東京防衛施設局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整								
北関東防衛局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整													
東京防衛施設局	1 所管財産（周辺財産）の使用に関する連絡調整 2 米軍施設内通行等に関する連絡調整													
P8 表中	6 指定公共機関・指定地方公共機関 【修正部分のみ抜粋】 <table border="1" data-bbox="210 614 1111 978"> <thead> <tr> <th data-bbox="210 614 432 651">機関等の名称</th> <th data-bbox="432 614 1111 651">事務又は業務大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="210 651 432 695">日本郵便株式会社</td> <td data-bbox="432 651 1111 695">郵便の確保</td> </tr> <tr> <td data-bbox="210 695 432 978">日本銀行</td> <td data-bbox="432 695 1111 978">                             1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節                              2 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置                              3 金融機関の業務運営の確保に係る措置                              4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請                              5 各種措置に係る広報                              6 海外中央銀行等との連絡調整                         </td> </tr> </tbody> </table>	機関等の名称	事務又は業務大綱	日本郵便株式会社	郵便の確保	日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 5 各種措置に係る広報 6 海外中央銀行等との連絡調整	6 指定公共機関・指定地方公共機関（都国民保護計画から引用） 【修正部分のみ抜粋】 <table border="1" data-bbox="1193 614 2114 818"> <thead> <tr> <th data-bbox="1193 614 1393 651">機関等の名称</th> <th data-bbox="1393 614 2114 651">事務又は業務大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1193 651 1393 695">日本郵政公社</td> <td data-bbox="1393 651 2114 695">郵便の確保</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1193 695 1393 818">日本銀行</td> <td data-bbox="1393 695 2114 818">                             1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節                              2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持                         </td> </tr> </tbody> </table>	機関等の名称	事務又は業務大綱	日本郵政公社	郵便の確保	日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持
機関等の名称	事務又は業務大綱													
日本郵便株式会社	郵便の確保													
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 資金決済の円滑の確保を通じ信用秩序の維持に資するための措置 3 金融機関の業務運営の確保に係る措置 4 金融機関による金融上の措置の実施に係る要請 5 各種措置に係る広報 6 海外中央銀行等との連絡調整													
機関等の名称	事務又は業務大綱													
日本郵政公社	郵便の確保													
日本銀行	1 銀行券の発行並びに通貨及び金融の調節 2 銀行その他の金融機関の間で行われる資金決済の円滑の確保を通じた信用秩序の維持													
P8	削除	7 関係機関の連絡先 ※資料編に記載												
P9	第4章 市の地理的、社会的特徴 1 地形及び道路の位置等 【中略】本市は、新宿副都心から <u>西北方約30キロメートル</u> にあり、東経139度23分24秒、北緯35度45分05秒に位置し、海拔は120メートル、東西5.2キロメートル、南北4.65キロメートル、面積は <u>15.32平方キロメートル</u> である。	第4章 市の地理的、社会的特徴 1 地形及び道路の位置等 【中略】本市は、新宿副都心から <u>北西方約30キロメートル</u> にあり、東経139度23分24秒、北緯35度45分05秒に位置し、海拔は120メートル、東西5.2キロメートル、南北4.65キロメートル、面積は <u>15.37平方キロメートル</u> である。												
P10	2 気候 <u>年平均気温は15.4℃で、8月頃が最も高く、1月頃が最も低くなっている。降水量は梅雨の影響を受けて6月頃と、秋雨・台風の影響を受けて9月頃に多くなりやすくなっている。</u> 削除【 <u>図 月別平均気温と降水量</u> 】	2 気候 <u>気候は温暖で多量の降雪は見られない。</u> 【 <u>図 月別平均気温と降水量</u> 】												

旧頁等	修正案	現行																																																																																																																																																																																																				
P10	<p>3 人口分布</p> <p>本市の人口は、昭和20年代から昭和30年代までは、1万人台前半で推移していた。昭和40年代に入ると都営村山団地の建設等により、人口は大きく伸び、その後も、平成7年頃まで増加が継続した。平成7年以降、都営村山団地の建替事業により、緑が丘地区で大きく人口が減少した影響で、全体としても緩やかに人口が減少していたが、平成13年から平成16年までの期間で人口が下げ止まり、平成16年以降は、市内での宅地開発が進んだこと等により人口が増加し、最近の10年間では約〇〇〇〇人増加している。</p> <p>また、平成〇〇年〇月〇日現在の市内15の地区別人口をみると、大南が(〇〇〇〇〇人)で最も多く、次いで緑が丘(〇〇〇〇〇人)、学園(〇〇〇〇〇人)が多い地区となっている。一方で、横田基地内を除くと榎(〇〇〇〇〇人)、中藤(〇〇〇〇〇人)、岸(〇〇〇〇〇人)が少ない地区となっている。</p> <p>(1) 武蔵村山市の人口と世帯数</p> <table border="1" data-bbox="250 699 1102 842"> <tr> <td>総人口</td> <td>〇〇〇〇〇〇人 (うち外国人登録〇〇〇人)</td> </tr> <tr> <td>男</td> <td>〇〇〇〇〇〇人 (うち外国人登録〇〇〇人)</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>〇〇〇〇〇〇人 (うち外国人登録〇〇〇人)</td> </tr> <tr> <td>世帯数</td> <td>〇〇〇〇〇〇世帯 (うち外国人登録〇〇〇世帯)</td> </tr> </table> <p>※平成〇〇年〇月〇日現在</p> <p>(2) 町丁名別人口分布</p> <table border="1" data-bbox="232 927 1122 1257"> <thead> <tr> <th>町名</th><th>総数</th><th>男</th><th>女</th><th>世帯数</th><th>町名</th><th>総数</th><th>男</th><th>女</th><th>世帯数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中藤</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>伊奈平</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>神明</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>横田基地内</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>中央</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>三ツ藤</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>本町</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>榎</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>三ツ木</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>学園</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>岸</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>大南</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>中原</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>緑が丘</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr> <td>残堀</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>合計</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p>※平成〇〇年〇月〇日現在</p>	総人口	〇〇〇〇〇〇人 (うち外国人登録〇〇〇人)	男	〇〇〇〇〇〇人 (うち外国人登録〇〇〇人)	女	〇〇〇〇〇〇人 (うち外国人登録〇〇〇人)	世帯数	〇〇〇〇〇〇世帯 (うち外国人登録〇〇〇世帯)	町名	総数	男	女	世帯数	町名	総数	男	女	世帯数	中藤					伊奈平					神明					横田基地内					中央					三ツ藤					本町					榎					三ツ木					学園					岸					大南					中原					緑が丘					残堀					合計					<p>3 人口分布</p> <p>市の人口は、昭和41年まで旧青梅街道沿いに緩やかな伸びを見せていたが、市の東部に都営村山団地が建設された時を契機に、大南方面の宅地開発が活発となり、急激に人口増加の波が押し寄せてきた。昭和45年に市制が施行された頃には学園地区にもその広がりが見れはじめた。現在、市西部中原地区では公団と民間の両者による開発が一段落し、まとまった人口が出現している。</p> <p>また、榎地区及び伊奈平地区の一部では、大手自動車工場があったことと、これに起因する関連の工場があったことから、人口は少ないが、平成14年に当該大手自動車工場が撤退したことにより、広大な跡地開発が始まっている。</p> <p>併せて、新青梅街道に挟まれた榎地区では、都市核地区土地区画整理事業も始まり、近い将来、人口の増加が予想される。</p> <p>(1) 武蔵村山市の人口と世帯数</p> <table border="1" data-bbox="1214 699 2065 842"> <tr> <td>総人口</td> <td>67,829人 (うち外国人登録943人)</td> </tr> <tr> <td>男</td> <td>34,630人 (うち外国人登録394人)</td> </tr> <tr> <td>女</td> <td>34,199人 (うち外国人登録549人)</td> </tr> <tr> <td>世帯数</td> <td>27,358世帯 (うち外国人登録382世帯)</td> </tr> </table> <p>※平成19年1月1日現在</p> <p>(2) 町丁名別人口分布</p> <table border="1" data-bbox="1196 927 2085 1257"> <thead> <tr> <th>町名</th><th>総数</th><th>男</th><th>女</th><th>世帯数</th><th>町名</th><th>総数</th><th>男</th><th>女</th><th>世帯数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中藤</td><td>2,480</td><td>1,247</td><td>1,233</td><td>871</td><td>伊平</td><td>4,177</td><td>2,110</td><td>2,067</td><td>1,48</td></tr> <tr> <td>神明</td><td>3,337</td><td>1,730</td><td>1,607</td><td>1,251</td><td>横田基地内</td><td>202</td><td>63</td><td>139</td><td>83</td></tr> <tr> <td>中央</td><td>3,403</td><td>1,736</td><td>1,667</td><td>1,241</td><td>三ツ藤</td><td>4,474</td><td>2,261</td><td>2,213</td><td>1,701</td></tr> <tr> <td>本町</td><td>3,649</td><td>1,841</td><td>1,808</td><td>1,386</td><td>榎</td><td>2,329</td><td>1,215</td><td>1,114</td><td>928</td></tr> <tr> <td>三ツ木</td><td>3,592</td><td>1,849</td><td>1,743</td><td>1,267</td><td>学園</td><td>5,931</td><td>3,13</td><td>2,818</td><td>2,419</td></tr> <tr> <td>岸</td><td>2,801</td><td>1,463</td><td>1,338</td><td>1,100</td><td>大南</td><td>13,302</td><td>6,85</td><td>6,417</td><td>5,308</td></tr> <tr> <td>中原</td><td>4,421</td><td>2,224</td><td>2,197</td><td>1,589</td><td>緑が丘</td><td>8,481</td><td>3,762</td><td>4,719</td><td>4,197</td></tr> <tr> <td>残堀</td><td>5,307</td><td>2,737</td><td>2,570</td><td>1,887</td><td>合計</td><td>67,886</td><td>34,236</td><td>33,650</td><td>26,976</td></tr> </tbody> </table> <p>※平成19年1月1日現在</p>	総人口	67,829人 (うち外国人登録943人)	男	34,630人 (うち外国人登録394人)	女	34,199人 (うち外国人登録549人)	世帯数	27,358世帯 (うち外国人登録382世帯)	町名	総数	男	女	世帯数	町名	総数	男	女	世帯数	中藤	2,480	1,247	1,233	871	伊平	4,177	2,110	2,067	1,48	神明	3,337	1,730	1,607	1,251	横田基地内	202	63	139	83	中央	3,403	1,736	1,667	1,241	三ツ藤	4,474	2,261	2,213	1,701	本町	3,649	1,841	1,808	1,386	榎	2,329	1,215	1,114	928	三ツ木	3,592	1,849	1,743	1,267	学園	5,931	3,13	2,818	2,419	岸	2,801	1,463	1,338	1,100	大南	13,302	6,85	6,417	5,308	中原	4,421	2,224	2,197	1,589	緑が丘	8,481	3,762	4,719	4,197	残堀	5,307	2,737	2,570	1,887	合計	67,886	34,236	33,650	26,976
総人口	〇〇〇〇〇〇人 (うち外国人登録〇〇〇人)																																																																																																																																																																																																					
男	〇〇〇〇〇〇人 (うち外国人登録〇〇〇人)																																																																																																																																																																																																					
女	〇〇〇〇〇〇人 (うち外国人登録〇〇〇人)																																																																																																																																																																																																					
世帯数	〇〇〇〇〇〇世帯 (うち外国人登録〇〇〇世帯)																																																																																																																																																																																																					
町名	総数	男	女	世帯数	町名	総数	男	女	世帯数																																																																																																																																																																																													
中藤					伊奈平																																																																																																																																																																																																	
神明					横田基地内																																																																																																																																																																																																	
中央					三ツ藤																																																																																																																																																																																																	
本町					榎																																																																																																																																																																																																	
三ツ木					学園																																																																																																																																																																																																	
岸					大南																																																																																																																																																																																																	
中原					緑が丘																																																																																																																																																																																																	
残堀					合計																																																																																																																																																																																																	
総人口	67,829人 (うち外国人登録943人)																																																																																																																																																																																																					
男	34,630人 (うち外国人登録394人)																																																																																																																																																																																																					
女	34,199人 (うち外国人登録549人)																																																																																																																																																																																																					
世帯数	27,358世帯 (うち外国人登録382世帯)																																																																																																																																																																																																					
町名	総数	男	女	世帯数	町名	総数	男	女	世帯数																																																																																																																																																																																													
中藤	2,480	1,247	1,233	871	伊平	4,177	2,110	2,067	1,48																																																																																																																																																																																													
神明	3,337	1,730	1,607	1,251	横田基地内	202	63	139	83																																																																																																																																																																																													
中央	3,403	1,736	1,667	1,241	三ツ藤	4,474	2,261	2,213	1,701																																																																																																																																																																																													
本町	3,649	1,841	1,808	1,386	榎	2,329	1,215	1,114	928																																																																																																																																																																																													
三ツ木	3,592	1,849	1,743	1,267	学園	5,931	3,13	2,818	2,419																																																																																																																																																																																													
岸	2,801	1,463	1,338	1,100	大南	13,302	6,85	6,417	5,308																																																																																																																																																																																													
中原	4,421	2,224	2,197	1,589	緑が丘	8,481	3,762	4,719	4,197																																																																																																																																																																																													
残堀	5,307	2,737	2,570	1,887	合計	67,886	34,236	33,650	26,976																																																																																																																																																																																													

旧頁等	修正案	現行
P11	<p>4 交通機関</p> <p><u>本市には軌道交通がないため、市民の主要な交通手段として、JR立川駅、昭島駅及び箱根ヶ崎駅、西武拝島線玉川上水駅などを結ぶ路線バス（立川バス、西武バス、都営バス）が利用されている。また、多摩都市モノレール上北台駅、西武拝島線玉川上水駅及び武蔵砂川駅、市内の主要な公共公益施設などを結ぶ市内循環バス（MMシャトル）も運行されている。</u></p>	<p>4 交通機関</p> <p><u>市には鉄道路線の整備はないが、公共交通機関ではJR中央線立川駅、同昭島駅、同箱根ヶ崎駅、西武拝島線東大和市駅等を利用する西武バス及び都営バス路線網が整備され、また、西武拝島線玉川上水駅、同武蔵砂川駅、多摩都市モノレールの上北台駅を利用する市内循環バス網が整備されている。</u></p>
P11	<p>5 米軍の施設等</p> <p>市の南西部には、<u>在日米軍司令部、第5空軍司令部、第374空輸航空団</u>等が駐留する横田基地が所在している。当該基地は、東西約2.9キロメートル、南北約4.5キロメートル、周囲約14キロメートルで、立川市、昭島市、福生市、羽村市、瑞穂町及び本市の5市1町にまたがっている。</p> <p><u>面積は7,136,413平方メートル（約714ヘクタール・東京スタジアム約165個分）を有している。基地内には、飛行場（滑走路1本（3,350メートル×60メートル、オーバーラン両端300メートル）、住宅、事務所などが設置されており、<u>軍人3,900人、軍属700人、家族4,600人、日本人従業員2,200人</u>など、<u>約11,407人</u>が業務従事や生活をしている。</u></p>	<p>5 米軍の施設等</p> <p>市の南西部には、<u>米空軍第374空輸航空団</u>が駐留する横田基地が所在している。当該基地は、東西約2.9キロメートル、南北約4.5キロメートル、周囲約14キロメートルで、立川市、昭島市、福生市、羽村市、瑞穂町及び本市の5市1町にまたがっている。</p> <p><u>面積は7,136,413平方メートル（約714ヘクタール・東京スタジアム約165個分）を有している。基地内には、飛行場（滑走路1本（3,350メートル×60メートル、オーバーラン両端300メートル）、住宅、事務所などが設置されており、<u>軍人3,900人、軍属700人、家族4,600人、日本人従業員2,200人</u>など、<u>約11,407人</u>が業務従事や生活をしている。</u></p>
P11	<p>6 <u>国立感染症研究所村山庁舎</u></p> <p><u>当施設は昭和36年、武蔵村山市学園四丁目7番地の1に開設され、敷地面積は19,748平方メートルで、現在、鉄筋コンクリート造による1号棟から10号棟までの実験棟を擁し、建物は実験棟のほかに、管理棟、コネクター棟、設備棟等で構成され、ワクチン検定やウイルス検査などが行われている。</u></p> <p><u>平成26年12月に関係機関と施設近隣の自治会等と構成する、国立感染症研究所村山庁舎施設運営連絡協議会が設置され、安全対策及び災害時対策等について協議が行われている。</u></p> <p><u>また、平成27年8月に、施設内の高度安全試験検査施設（BSL-4施設）が特定一種病原体等所持施設として指定されことに伴い、施設周辺での安全対策や災害・事故等発生時における関係機関等との連携について明記した対応マニュアルの整備が行われた。</u></p>	<p>6 <u>国立感染症研究所村山分室</u></p> <p><u>当施設は昭和56年、武蔵村山市学園四丁目7番地の1に開設され、敷地面積は19,780平方メートルで、現在、鉄筋コンクリート造による1号棟から8号棟までの実験棟を擁し、9号棟が建設途上にある。建物は実験棟のほかに、管理棟、設備棟、<u>汚水処理棟、倉庫</u>等で構成されている。当該施設では、P4の実験まで可能であるが、現在は日本脳炎、おたふく風邪、ポリオ、破傷風、風疹、鳥インフルエンザ等の、一般的にP3と呼称されるBSL-3（バイオセーフティレベル3）の実験及びワクチンの研究を行っている。</u></p>

旧頁等	修正案	現行
P12	<p>7 大規模商業施設</p> <p>武蔵村山市榎一丁目1番地の3の自動車工場跡地に、平成18年11月ダイヤモンドシティ・ミュー（平成19年9月イオンモールむさし村山ミューに、平成23年10月にイオンモールむさし村山に名称変更）が開店した。敷地面積は137,000平方メートル、建物の延床面積は約150,000平方メートル、自動車駐車場は約4,000台収容、来場者見込みは、休日で58,400人、平日で23,000人となっている。</p> <p>また、既存施設の敷地内及び東側に隣接する敷地内に増床する計画があり、今後更に昼間人口の増加が予想される。</p>	<p>7 大規模商業施設</p> <p>武蔵村山市榎一丁目1番地の3の自動車工場跡地に、平成18年11月ダイヤモンドシティ・ミューが開店した。敷地面積は137,000平方メートル、建物の延床面積は約150,000平方メートル、自動車駐車場は約4,000台収容、来場者見込みは、休日で58,400人、平日で23,000人となっている。</p>
P12	<p>8 都営村山団地</p> <p>都営村山団地は、昭和40年3月に村山一団地の住宅経営として都市計画決定がなされ、約55.3ヘクタールの敷地に昭和39年度から昭和41年度にかけて5,260戸建設された、東京都内最大級の都営団地としてスタートした。</p> <p>平成8年4月に、住宅の老朽化に伴う建替えを進めるため、「都営村山団地再生中期計画事業に関する基本協定」を締結し、平成9年に村山一団地の住宅施設の都市計画変更を経て、東京都による建替事業が進められてきた。</p> <p>平成26年には、村山一団地の住宅施設の廃止及び緑が丘地区地区計画の都市計画決定を行い、平成27年1月に、中期計画事業に引き続き「都営村山団地後期計画事業に関する基本協定」を締結し、後期計画事業として建替えが進められている。</p>	<p>8 都営住宅村山団地</p> <p>武蔵村山市緑が丘1460番地に所在する都営住宅村山団地は、敷地面積483,000平方メートルに5,260戸を擁する大規模団地として昭和41年に完成した。</p> <p>現在、建替事業が進められており、これが完成すると6,064戸となる予定である。本市内では他に例をみない高層の集合住宅の区域であり、多くの人口を抱えている。</p>
P12	<p>9 消防</p> <p>【中略】所轄となる消防署は、東京消防庁北多摩西部消防署で、本署、三ツ木出張所、東大和出張所で構成されており、ポンプ車6台、はしご車1台、救急車3台をはじめ、計18台の消防車両が配備されている。</p> <p>【中略】消防団の装備は、ポンプ車5台、水槽付ポンプ車3台、可般ポンプ8台、指揮車1台、広報車1台である。</p>	<p>9 消防</p> <p>【中略】所轄となる消防署は、東京消防庁北多摩西部消防署で、三ツ木出張所と東大和出張所で構成されており、ポンプ車5台、はしご車1台、救急車2台をはじめ、計18台の消防車両が配備されている。</p> <p>【中略】消防団の装備は、ポンプ車5台、水槽付ポンプ車3台、可般ポンプ8台、指揮車1台である。</p>

旧頁等	修正案	現行			
P13	<p>第5章 市国民保護計画が対象とする事態</p> <p>1 武力攻撃事態</p> <p><u>武力攻撃事態とは、我が国に対する外部からの武力攻撃が発生した事態、又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められる事態をいう。なお、市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、都国民保護計画において想定されている次に掲げる4類型を対象とする。</u></p>	<p>第5章 市国民保護計画が対象とする事態</p> <p>1 武力攻撃事態</p> <p><u>市国民保護計画においては、武力攻撃事態として、都国民保護計画において想定されている次に掲げる4類型を対象とする。なお、これら4類型の特徴は、基本指針に記述されている。</u></p>			
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="203 421 414 464">事態類型</th> <th data-bbox="414 421 1133 464">特徴</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="203 464 414 1441"> <p><u>1 着上陸侵攻</u></p> <p><u>・多数の船舶等をもって沿岸部に直接上陸して、我が国の国土を占領する攻撃</u></p> </td> <td data-bbox="414 464 1133 1441"> <p><u>《攻撃目標となりやすい地域》</u></p> <p>○ <u>船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。</u></p> <p>○ <u>航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標になりやすいと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。</u></p> <p><u>《想定される主な被害》</u></p> <p>○ <u>主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設のシュルによっては、二次被害の発生が想定される。</u></p> <p><u>《被害の範囲・期間》</u></p> <p>○ <u>一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。</u></p> <p><u>《事態の予測・察知》</u></p> <p>○ <u>攻撃国の船舶、戦闘機の集結の状況、進行方向等から、事前予測が可能である。</u></p> </td> </tr> </tbody> </table>	事態類型	特徴	<p><u>1 着上陸侵攻</u></p> <p><u>・多数の船舶等をもって沿岸部に直接上陸して、我が国の国土を占領する攻撃</u></p>	<p><u>《攻撃目標となりやすい地域》</u></p> <p>○ <u>船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。</u></p> <p>○ <u>航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標になりやすいと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。</u></p> <p><u>《想定される主な被害》</u></p> <p>○ <u>主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設のシュルによっては、二次被害の発生が想定される。</u></p> <p><u>《被害の範囲・期間》</u></p> <p>○ <u>一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。</u></p> <p><u>《事態の予測・察知》</u></p> <p>○ <u>攻撃国の船舶、戦闘機の集結の状況、進行方向等から、事前予測が可能である。</u></p>
事態類型	特徴				
<p><u>1 着上陸侵攻</u></p> <p><u>・多数の船舶等をもって沿岸部に直接上陸して、我が国の国土を占領する攻撃</u></p>	<p><u>《攻撃目標となりやすい地域》</u></p> <p>○ <u>船舶により上陸を行う場合は、上陸用の小型船舶等が接岸容易な地形を有する沿岸部が当初の侵攻目標となりやすいと考えられる。</u></p> <p>○ <u>航空機により侵攻部隊を投入する場合には、大型の輸送機が離着陸可能な空港が存在する地域が目標となる可能性が高く、当該空港が上陸用の小型船舶等の接岸容易な地域と近接している場合には特に目標になりやすいと考えられる。なお、着上陸侵攻の場合、それに先立ち航空機や弾道ミサイルによる攻撃が実施される可能性が高いと考えられる。</u></p> <p><u>《想定される主な被害》</u></p> <p>○ <u>主として、爆弾、砲弾等による家屋、施設等の破壊、火災等が考えられ、石油コンビナートなど、攻撃目標となる施設のシュルによっては、二次被害の発生が想定される。</u></p> <p><u>《被害の範囲・期間》</u></p> <p>○ <u>一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲になるとともに、その期間も比較的長期に及ぶことが予想される。</u></p> <p><u>《事態の予測・察知》</u></p> <p>○ <u>攻撃国の船舶、戦闘機の集結の状況、進行方向等から、事前予測が可能である。</u></p>				

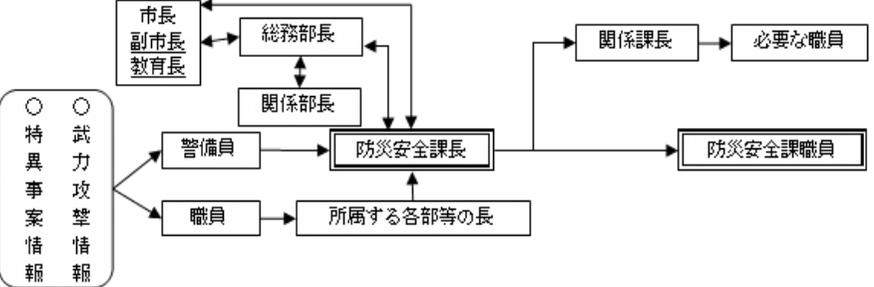
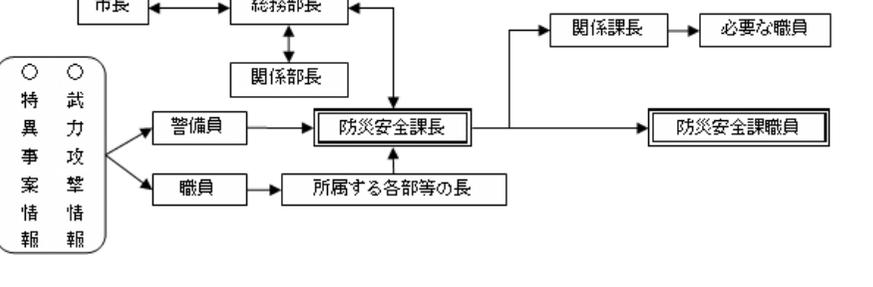
旧頁等	修正案	現行
	<p>2 <u>ゲリラや特殊部隊による攻撃</u> ・<u>比較的少数の特殊部隊等を潜入させ、重要施設への襲撃や要人の暗殺等を実施する攻撃</u></p>	
	<p>3 <u>弾道ミサイル攻撃</u> ・<u>弾道ミサイルを使用して我が国を直接打撃する攻撃</u></p>	
	<p>4 <u>航空攻撃</u> ・<u>爆撃機及び戦闘機等で我が国領空に侵入し、爆弾等を投下する攻撃</u></p>	

旧頁等	修正案	現行				
	<p>○ <u>通常弾頭の場合には、家屋、施設等の破壊、火災等が考えられる。</u></p> <p>《被害の範囲・期間》</p> <p>○ <u>航空攻撃はその意図が達成されるまで繰り返し行われることも考えられる。</u></p> <p>《事態の予測・察知》</p> <p>○ <u>弾道ミサイル攻撃の場合に比べその兆候を察知することは比較的容易であるが、対応の時間が少なく、また攻撃目標を特定することが困難である。</u></p>					
P13	<p>2 緊急対処事態</p> <p><u>緊急対処事態とは、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて、多数の人を殺傷する行為が発生した事態、又は発生する明白な危険が切迫していると認められる事態で、国家として緊急に対処することが必要なものをいう。なお、市国民保護計画においては、緊急対処事態として、都国民保護計画において想定されている次に掲げる4類型を対象とする。</u></p> <table border="1" data-bbox="206 774 1126 1422"> <tr> <td data-bbox="206 774 414 1276">1 危険物質を有する施設への攻撃</td> <td data-bbox="414 774 1126 1276"> <p>○ <u>原子力事業所等の破壊が行われた場合、大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくするとともに、汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。(都内には原子力事業所等は存在しない。)</u></p> <p>○ <u>石油コンビナート及び可燃性ガス貯蔵施設等が爆破された場合、爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。(都内には石油コンビナートは存在しない。)</u></p> <p>○ <u>危険物積載船への攻撃が行われた場合、危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。</u></p> <p>○ <u>ダムの破壊が行われた場合、下流に及ぼす被害(水害)は多大なものとなる。</u></p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="206 1276 414 1422">2 大規模集客施設等への攻撃</td> <td data-bbox="414 1276 1126 1422"> <p>○ <u>大規模集客施設(ターミナル駅、劇場、大規模な商業施設など)や列車等の爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。</u></p> </td> </tr> </table>	1 危険物質を有する施設への攻撃	<p>○ <u>原子力事業所等の破壊が行われた場合、大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくするとともに、汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。(都内には原子力事業所等は存在しない。)</u></p> <p>○ <u>石油コンビナート及び可燃性ガス貯蔵施設等が爆破された場合、爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。(都内には石油コンビナートは存在しない。)</u></p> <p>○ <u>危険物積載船への攻撃が行われた場合、危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。</u></p> <p>○ <u>ダムの破壊が行われた場合、下流に及ぼす被害(水害)は多大なものとなる。</u></p>	2 大規模集客施設等への攻撃	<p>○ <u>大規模集客施設(ターミナル駅、劇場、大規模な商業施設など)や列車等の爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。</u></p>	<p>2 緊急対処事態</p> <p>市国民保護計画においては、緊急対処事態として、都国民保護計画において想定されている次に掲げる4類型を対象とする。なお、これら4類型の特徴は、基本指針に記述されている。</p> <p>(1) 攻撃対象施設等による分類</p> <p>ア 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態</p> <p>原子力事業所等の破壊、石油コンビナート・可燃性ガス貯蔵施設等の爆破、危険物積載船への攻撃、ダムの破壊</p> <p>イ 多数の人が集合する施設、大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態</p> <p>大規模集客施設・ターミナル駅等の爆破、列車等の爆破</p> <p>(2) 攻撃手段による分類</p> <p>ア 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態</p> <p>ダーティボム等の爆発による放射性物質の拡散、炭疽菌等生物剤の航空機等による大量散布、市街地等におけるサリン等化学剤の大量散布、水源地に対する毒素等の混入</p> <p>イ 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われる事態</p> <p>航空機等による多数の死傷者を伴う自爆テロ</p>
1 危険物質を有する施設への攻撃	<p>○ <u>原子力事業所等の破壊が行われた場合、大量の放射性物質等が放出され、周辺住民が被ばくするとともに、汚染された飲食物を摂取した住民が被ばくする。(都内には原子力事業所等は存在しない。)</u></p> <p>○ <u>石油コンビナート及び可燃性ガス貯蔵施設等が爆破された場合、爆発及び火災の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動に支障が生ずる。(都内には石油コンビナートは存在しない。)</u></p> <p>○ <u>危険物積載船への攻撃が行われた場合、危険物の拡散による沿岸住民への被害が発生するとともに、港湾及び航路の閉塞、海洋資源の汚染等社会経済活動に支障が生ずる。</u></p> <p>○ <u>ダムの破壊が行われた場合、下流に及ぼす被害(水害)は多大なものとなる。</u></p>					
2 大規模集客施設等への攻撃	<p>○ <u>大規模集客施設(ターミナル駅、劇場、大規模な商業施設など)や列車等の爆破が行われた場合、爆破による人的被害が発生し、施設が崩壊した場合には人的被害は多大なものとなる。</u></p>					

旧頁等	修正案	現行				
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="203 177 412 277">3 大量殺傷物質による攻撃</td> <td data-bbox="412 177 1128 277">○ 「NBCを使用した攻撃」(次頁)と同様の被害を発生させる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="203 277 412 603">4 交通機関を破壊手段としたテロ</td> <td data-bbox="412 277 1128 603">           ○ 航空機等による自爆テロが行われた場合、主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。            ○ 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺にも大きな被害が発生するおそれがある。            ○ 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動にも支障が生ずる。         </td> </tr> </table>	3 大量殺傷物質による攻撃	○ 「NBCを使用した攻撃」(次頁)と同様の被害を発生させる。	4 交通機関を破壊手段としたテロ	○ 航空機等による自爆テロが行われた場合、主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。 ○ 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺にも大きな被害が発生するおそれがある。 ○ 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動にも支障が生ずる。	
3 大量殺傷物質による攻撃	○ 「NBCを使用した攻撃」(次頁)と同様の被害を発生させる。					
4 交通機関を破壊手段としたテロ	○ 航空機等による自爆テロが行われた場合、主な被害は施設の破壊に伴う人的被害であり、施設の規模によって被害の大きさが変わる。 ○ 攻撃目標の施設が破壊された場合、周辺にも大きな被害が発生するおそれがある。 ○ 爆発、火災等の発生により住民に被害が発生するとともに、建物、ライフライン等が被災し、社会経済活動にも支障が生ずる。					
P13	<p>3 NBCを使用した攻撃 武力攻撃事態、緊急対処事態の各類型において、NBC攻撃(核等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器等による攻撃をいう。)が行われることも考慮する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="203 730 412 772">事態類型</th> <th data-bbox="412 730 1128 772">特 徴</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="203 772 412 1441">1 核兵器等 (Nuclear)</td> <td data-bbox="412 772 1128 1441">           ○ 核兵器を用いた攻撃による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物(灰等)や初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射によって生ずる。            ○ ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。            ○ 放射性物質又は放射線の存在は五感では感知できない。            ○ 原因となる放射性物質や放射線種の特性が困難である。         </td> </tr> </tbody> </table>	事態類型	特 徴	1 核兵器等 (Nuclear)	○ 核兵器を用いた攻撃による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物(灰等)や初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射によって生ずる。 ○ ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。 ○ 放射性物質又は放射線の存在は五感では感知できない。 ○ 原因となる放射性物質や放射線種の特性が困難である。	<p>3 NBCを使用した攻撃 武力攻撃事態、緊急対処事態の各類型において、NBC攻撃(核等又は生物剤若しくは化学剤を用いた兵器等による攻撃をいう。)が行われることも考慮する。<u>なお、NBC攻撃の特徴等は、基本指針に記述されている。</u></p>
事態類型	特 徴					
1 核兵器等 (Nuclear)	○ 核兵器を用いた攻撃による被害は、当初は主に核爆発に伴う熱線、爆風及び初期核放射線によって、その後は放射性降下物(灰等)や初期核放射線を吸収した建築物や土壌から発する放射によって生ずる。 ○ ダーティボムは、爆薬と放射性物質を組み合わせたもので、核兵器に比して小規模ではあるが、爆薬による爆発の被害と放射能による被害をもたらす。 ○ 放射性物質又は放射線の存在は五感では感知できない。 ○ 原因となる放射性物質や放射線種の特性が困難である。					

旧頁等	修正案		現行
	<p>2 生物兵器等 <u>(Biological)</u></p>	<p>○ <u>人に知られることなく散布することが可能である。</u></p> <p>○ <u>生物兵器が使用されたと判明したときには、感染者が移動することにより、二次的な感染を引き起こし、広範囲に多数の感染者が発生する恐れがある。</u></p> <p>○ <u>生物兵器としては、一般的に、天然痘、炭疽菌、ペスト等が挙げられている。</u></p>	
	<p>3 化学兵器等 <u>(Chemical)</u></p>	<p>○ <u>急性症状を有する死傷者が発生するが、原因物質の特定は困難である。</u></p> <p>○ <u>建物屋内や交通機関内部など閉鎖的な空間で発生した場合、多数の死傷者が発生する可能性がある。</u></p> <p>○ <u>地形・気象等の影響を受けて、風下方向に拡散し、空気より重いサリン等の神経剤は地を這うように広がる。</u></p> <p>○ <u>特有のにおいがあるもの、無臭のもの等、その性質は化学剤の種類によって異なる。</u></p> <p>○ <u>化学兵器としては、一般的に、サリン、VXガス、マスタードガス、イペリット等が挙げられている。</u></p>	

旧頁等	修正案	現行																												
P15	<p>第2編 平素からの備え</p> <p>第1章 組織・体制の整備等</p> <p>第1 市における組織・体制の整備</p> <p>1 市の各部等における平素の業務</p> <p>【修正部分のみ抜粋】</p> <table border="1" data-bbox="224 376 1128 1165"> <thead> <tr> <th>各部等名</th> <th>平素の業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>11 救援物資の備蓄に関すること。 12 消防団との連絡調整に関すること。 13 その他各部等に属さない武力攻撃事態に関する整備</td> </tr> <tr> <td>企画財務部</td> <td>3 国立感染症研究所村山庁舎との情報連絡及び調整に関すること。 4 国に対する負担金の請求及び関係書類の保管に関すること。</td> </tr> <tr> <td>市民部</td> <td>安否情報の収集・提供態勢の整備に関すること。</td> </tr> <tr> <td>協働推進部</td> <td>1 自治会等との連携に関すること。 2 ボランティアの受入体制等の整備に関すること。 3 外国人支援団体等との連携に関すること。 4 商工業会及び農業団体等との連携に関すること。 5 男女共同参画の推進に関すること。</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>2 乳幼児、妊産婦、高齢者、障害者、災害時要配慮者等の、安全確保に関すること。</td> </tr> <tr> <td>都市整備部</td> <td>4 東京都水道局多摩水道改革推進本部との連絡調整に関すること。 5 その他復旧に係る事前対策に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	各部等名	平素の業務	総務部	11 救援物資の備蓄に関すること。 12 消防団との連絡調整に関すること。 13 その他各部等に属さない武力攻撃事態に関する整備	企画財務部	3 国立感染症研究所村山庁舎との情報連絡及び調整に関すること。 4 国に対する負担金の請求及び関係書類の保管に関すること。	市民部	安否情報の収集・提供態勢の整備に関すること。	協働推進部	1 自治会等との連携に関すること。 2 ボランティアの受入体制等の整備に関すること。 3 外国人支援団体等との連携に関すること。 4 商工業会及び農業団体等との連携に関すること。 5 男女共同参画の推進に関すること。	健康福祉部	2 乳幼児、妊産婦、高齢者、障害者、災害時要配慮者等の、安全確保に関すること。	都市整備部	4 東京都水道局多摩水道改革推進本部との連絡調整に関すること。 5 その他復旧に係る事前対策に関すること。	<p>第2編 平素からの備え</p> <p>第1章 組織・体制の整備等</p> <p>第1 市における組織・体制の整備</p> <p>1 市の各部等における平素の業務</p> <p>【修正部分のみ抜粋】</p> <table border="1" data-bbox="1182 376 2110 944"> <thead> <tr> <th>各部等名</th> <th>平素の業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>総務部</td> <td>11 自治会等との連携に関すること。 12 救援物資の備蓄に関すること。 13 消防団との連絡調整に関すること。 14 その他各部等に属さない武力攻撃事態に関する整備</td> </tr> <tr> <td>企画財政部</td> <td>4 ボランティアの受入体制等の整備に関すること。</td> </tr> <tr> <td>市民部</td> <td>2 在住外国人関係団体等との連絡調整に関すること。</td> </tr> <tr> <td>生活環境部</td> <td>1 商工業及び農業等との連絡調整に関すること。 2 東京都水道局多摩水道改革推進本部との連絡調整に関すること。</td> </tr> <tr> <td>健康福祉部</td> <td>2 乳幼児、妊産婦、高齢者、障害者、災害時要援護者等の、安全確保に関すること。</td> </tr> <tr> <td>都市整備部</td> <td>4 その他復旧に係る事前対策に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>	各部等名	平素の業務	総務部	11 自治会等との連携に関すること。 12 救援物資の備蓄に関すること。 13 消防団との連絡調整に関すること。 14 その他各部等に属さない武力攻撃事態に関する整備	企画財政部	4 ボランティアの受入体制等の整備に関すること。	市民部	2 在住外国人関係団体等との連絡調整に関すること。	生活環境部	1 商工業及び農業等との連絡調整に関すること。 2 東京都水道局多摩水道改革推進本部との連絡調整に関すること。	健康福祉部	2 乳幼児、妊産婦、高齢者、障害者、災害時要援護者等の、安全確保に関すること。	都市整備部	4 その他復旧に係る事前対策に関すること。
各部等名	平素の業務																													
総務部	11 救援物資の備蓄に関すること。 12 消防団との連絡調整に関すること。 13 その他各部等に属さない武力攻撃事態に関する整備																													
企画財務部	3 国立感染症研究所村山庁舎との情報連絡及び調整に関すること。 4 国に対する負担金の請求及び関係書類の保管に関すること。																													
市民部	安否情報の収集・提供態勢の整備に関すること。																													
協働推進部	1 自治会等との連携に関すること。 2 ボランティアの受入体制等の整備に関すること。 3 外国人支援団体等との連携に関すること。 4 商工業会及び農業団体等との連携に関すること。 5 男女共同参画の推進に関すること。																													
健康福祉部	2 乳幼児、妊産婦、高齢者、障害者、災害時要配慮者等の、安全確保に関すること。																													
都市整備部	4 東京都水道局多摩水道改革推進本部との連絡調整に関すること。 5 その他復旧に係る事前対策に関すること。																													
各部等名	平素の業務																													
総務部	11 自治会等との連携に関すること。 12 救援物資の備蓄に関すること。 13 消防団との連絡調整に関すること。 14 その他各部等に属さない武力攻撃事態に関する整備																													
企画財政部	4 ボランティアの受入体制等の整備に関すること。																													
市民部	2 在住外国人関係団体等との連絡調整に関すること。																													
生活環境部	1 商工業及び農業等との連絡調整に関すること。 2 東京都水道局多摩水道改革推進本部との連絡調整に関すること。																													
健康福祉部	2 乳幼児、妊産婦、高齢者、障害者、災害時要援護者等の、安全確保に関すること。																													
都市整備部	4 その他復旧に係る事前対策に関すること。																													
P17 表中	<p>3 東京消防庁における平素の業務（都国民保護計画から引用）</p> <p>【修正部分のみ抜粋】</p> <table border="1" data-bbox="215 1260 1120 1430"> <thead> <tr> <th></th> <th>平素の業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京消防庁 第八消防方面本部 北多摩西部消防署</td> <td>5 特殊標章の交付・管理に関すること。(東京消防庁職員に限る。)</td> </tr> </tbody> </table>		平素の業務	東京消防庁 第八消防方面本部 北多摩西部消防署	5 特殊標章の交付・管理に関すること。(東京消防庁職員に限る。)	<p>3 東京消防庁における平素の業務（都国民保護計画から引用）</p> <p>【修正部分のみ抜粋】</p> <table border="1" data-bbox="1173 1260 2078 1430"> <thead> <tr> <th></th> <th>平素の業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>東京消防庁 第八消防方面本部 北多摩西部消防署</td> <td>5 特殊標章の交付・管理に関すること。</td> </tr> </tbody> </table>		平素の業務	東京消防庁 第八消防方面本部 北多摩西部消防署	5 特殊標章の交付・管理に関すること。																				
	平素の業務																													
東京消防庁 第八消防方面本部 北多摩西部消防署	5 特殊標章の交付・管理に関すること。(東京消防庁職員に限る。)																													
	平素の業務																													
東京消防庁 第八消防方面本部 北多摩西部消防署	5 特殊標章の交付・管理に関すること。																													

旧頁等	修正案	現行																														
P18	<p>4 市職員の参集基準等</p> <p>(3) 市の体制及び職員の参集基準等</p> <p>【夜間、休日における情報収集及び連絡】</p> <p>① 宿直室に勤務する警備員は、武力攻撃情報、特異事案等の情報を入手した場合は、速やかに防災安全課長に連絡する。</p>	<p>4 市職員の参集基準等</p> <p>(3) 市の体制及び職員の参集基準等</p> <p>【夜間、休日における情報収集及び連絡】</p> <p>① 宿直室に勤務する警備員は、<u>加入電話</u>、<u>ファックス</u>等により武力攻撃情報、特異事案等の情報を入手した場合は、速やかに防災安全課長に連絡する。</p>																														
P18 図中	<p>【夜間、休日における情報収集及び連絡】</p> 	<p>【夜間、休日における情報収集及び連絡】</p> 																														
P19	<p>(4) 幹部職員等への連絡手段の確保</p> <p>市の幹部職員及び総務部防災安全課職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。</p>	<p>(4) 幹部職員等への連絡手段の確保</p> <p>市の幹部職員及び総務部防災安全課職員は、常時、参集時の連絡手段として、携帯電話、<u>ポケットベル</u>等を携行し、電話・メール等による連絡手段を確保する。</p>																														
P19 表中	<p>(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応</p> <p>【市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員】</p> <table border="1" data-bbox="212 1141 1064 1348"> <thead> <tr> <th colspan="3">事前に指定する代替職員</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>代替職員 (第1順位)</th> <th>代替職員 (第2順位)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>副市長</td> <td>教育長</td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td>教育長</td> <td>総務部長</td> </tr> <tr> <td>総務部長</td> <td>企画財務部長</td> <td>市民部長</td> </tr> </tbody> </table>	事前に指定する代替職員			名称	代替職員 (第1順位)	代替職員 (第2順位)	市長	副市長	教育長	副市長	教育長	総務部長	総務部長	企画財務部長	市民部長	<p>(5) 幹部職員等の参集が困難な場合の対応</p> <p>【市対策本部長、市対策副本部長及び市対策本部員の代替職員】</p> <table border="1" data-bbox="1176 1141 2027 1348"> <thead> <tr> <th colspan="3">事前に指定する代替職員</th> </tr> <tr> <th>名称</th> <th>代替職員 (第1順位)</th> <th>代替職員 (第2順位)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市長</td> <td>副市長</td> <td>教育長</td> </tr> <tr> <td>副市長</td> <td>教育長</td> <td>総務部長</td> </tr> <tr> <td>総務部長</td> <td>企画財務部長</td> <td>市民部長</td> </tr> </tbody> </table>	事前に指定する代替職員			名称	代替職員 (第1順位)	代替職員 (第2順位)	市長	副市長	教育長	副市長	教育長	総務部長	総務部長	企画財務部長	市民部長
事前に指定する代替職員																																
名称	代替職員 (第1順位)	代替職員 (第2順位)																														
市長	副市長	教育長																														
副市長	教育長	総務部長																														
総務部長	企画財務部長	市民部長																														
事前に指定する代替職員																																
名称	代替職員 (第1順位)	代替職員 (第2順位)																														
市長	副市長	教育長																														
副市長	教育長	総務部長																														
総務部長	企画財務部長	市民部長																														

旧頁等	修正案	現行																
P20 表中	<p>(7) 職員の所掌事務</p> <p>【修正部分のみ抜粋】</p> <table border="1" data-bbox="215 256 1131 443"> <thead> <tr> <th colspan="2">基本的初動対応要領</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>②緊急事態連絡室体制</td> <td rowspan="3">武蔵村山市災害時職員行動マニュアルに準じた初動対応を実施する。</td> </tr> <tr> <td>③市国民保護対策本部体制</td> </tr> <tr> <td>④市災害対策本部体制</td> </tr> </tbody> </table>	基本的初動対応要領		②緊急事態連絡室体制	武蔵村山市災害時職員行動マニュアルに準じた初動対応を実施する。	③市国民保護対策本部体制	④市災害対策本部体制	<p>(7) 職員の所掌事務</p> <p>【修正部分のみ抜粋】</p> <table border="1" data-bbox="1176 256 2092 461"> <thead> <tr> <th colspan="2">基本的初動対応要領</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>②緊急事態連絡室体制</td> <td rowspan="4">武蔵村山市震災時職員初動マニュアル（表1-3各部の初動応急対策）に準じた初動対応を実施する。 ※ 武蔵村山市震災時職員初動マニュアルについては資料編参照</td> </tr> <tr> <td>③市国民保護対策本部体制</td> </tr> <tr> <td>④市災害対策本部体制</td> </tr> <tr> <td></td> </tr> </tbody> </table>	基本的初動対応要領		②緊急事態連絡室体制	武蔵村山市震災時職員初動マニュアル（表1-3各部の初動応急対策）に準じた初動対応を実施する。 ※ 武蔵村山市震災時職員初動マニュアルについては資料編参照	③市国民保護対策本部体制	④市災害対策本部体制				
基本的初動対応要領																		
②緊急事態連絡室体制	武蔵村山市災害時職員行動マニュアルに準じた初動対応を実施する。																	
③市国民保護対策本部体制																		
④市災害対策本部体制																		
基本的初動対応要領																		
②緊急事態連絡室体制	武蔵村山市震災時職員初動マニュアル（表1-3各部の初動応急対策）に準じた初動対応を実施する。 ※ 武蔵村山市震災時職員初動マニュアルについては資料編参照																	
③市国民保護対策本部体制																		
④市災害対策本部体制																		
P21 表中	<p>(8) 市対策本部の機能の確保</p> <table border="1" data-bbox="215 595 1122 842"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>機能確保</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交代要員の確保その他職員の配置</td> <td rowspan="5">武蔵村山市災害時職員行動マニュアルの任務分担に準じて、各部等の責任において確保する。</td> </tr> <tr> <td>食料、燃料等の備蓄及び確保</td> </tr> <tr> <td>自家発電設備の確保</td> </tr> <tr> <td>仮眠設備等の確保</td> </tr> <tr> <td>その他必要備蓄資材等の確保</td> </tr> </tbody> </table>	項目	機能確保	交代要員の確保その他職員の配置	武蔵村山市災害時職員行動マニュアルの任務分担に準じて、各部等の責任において確保する。	食料、燃料等の備蓄及び確保	自家発電設備の確保	仮眠設備等の確保	その他必要備蓄資材等の確保	<p>(8) 市対策本部の機能の確保</p> <table border="1" data-bbox="1176 595 2085 842"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>機能確保</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>交代要員の確保その他職員の配置</td> <td rowspan="5">武蔵村山市震災時職員初動マニュアル（表1-3）の任務分担に準じて、各部等の責任において確保する。 ※ 武蔵村山市震災時職員初動マニュアルについては資料編参照</td> </tr> <tr> <td>食料、燃料等の備蓄及び確保</td> </tr> <tr> <td>自家発電設備の確保</td> </tr> <tr> <td>仮眠設備等の確保</td> </tr> <tr> <td>その他必要備蓄資材等の確保</td> </tr> </tbody> </table>	項目	機能確保	交代要員の確保その他職員の配置	武蔵村山市震災時職員初動マニュアル（表1-3）の任務分担に準じて、各部等の責任において確保する。 ※ 武蔵村山市震災時職員初動マニュアルについては資料編参照	食料、燃料等の備蓄及び確保	自家発電設備の確保	仮眠設備等の確保	その他必要備蓄資材等の確保
項目	機能確保																	
交代要員の確保その他職員の配置	武蔵村山市災害時職員行動マニュアルの任務分担に準じて、各部等の責任において確保する。																	
食料、燃料等の備蓄及び確保																		
自家発電設備の確保																		
仮眠設備等の確保																		
その他必要備蓄資材等の確保																		
項目	機能確保																	
交代要員の確保その他職員の配置	武蔵村山市震災時職員初動マニュアル（表1-3）の任務分担に準じて、各部等の責任において確保する。 ※ 武蔵村山市震災時職員初動マニュアルについては資料編参照																	
食料、燃料等の備蓄及び確保																		
自家発電設備の確保																		
仮眠設備等の確保																		
その他必要備蓄資材等の確保																		
P24 4行目	<p>第2 関係機関との連携体制の整備</p> <p>4 指定公共機関等との連携</p> <p>(2) 医療機関との連携</p> <p>また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（公財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。</p>	<p>第2 関係機関との連携体制の整備</p> <p>4 指定公共機関等との連携</p> <p>(2) 医療機関との連携</p> <p>また、特殊な災害への対応が迅速に行えるよう（財）日本中毒情報センター等の専門的な知見を有する機関との連携に努める。</p>																

旧頁等	修正案	現行
P26	<p>第3 通信の確保 【追加】</p> <p style="text-align: center;">《通信連絡系統図》</p> <p>* : 武力攻撃災害等の状況により都対策本部に報告できない場合</p>	
P27	<p>第4 情報収集・提供等の体制整備</p> <p>1 基本的考え方</p> <p>(1) 市は、緊急情報ネットワークシステム (Em-Net)、全国瞬時警報システム (J-ALERT) 等を活用して、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民等に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。</p>	<p>第4 情報収集・提供等の体制整備</p> <p>1 基本的考え方</p> <p>(1) 市は、武力攻撃等の状況、国民保護措置の実施状況、被災情報その他の情報等を収集又は整理し、関係機関及び住民等に対しこれらの情報の提供等を適時かつ適切に実施するための体制を整備する。</p>
P28	<p>第4 情報収集・提供等の体制整備</p> <p>2 警報等の伝達に必要な準備</p> <p>(2) 防災行政無線の整備</p> <p>市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系、その他の防災行政無線の整備を図る。</p>	<p>第4 情報収集・提供等の体制整備</p> <p>2 警報等の伝達に必要な準備</p> <p>(2) 防災行政無線の整備</p> <p>市は、武力攻撃事態等における迅速な警報の内容の伝達等に必要となる同報系、その他の防災行政無線の整備を図る。なお、同報系防災行政無線の整備に当たっては、<u>国による全国瞬時警報システム (J-ALERT) の開発・整備の検討を踏まえる。</u></p>

旧頁等	修正案	現行
P30 表中	<p>3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備</p> <p>(1) 安否情報収集のための体制整備</p> <p>【収集・報告すべき情報】</p> <p>1 避難住民（負傷した住民も同様）</p> <p>① 氏名</p> <p>② フリガナ</p> <p>③ 出生の年月日</p> <p>④ 男女の別</p> <p>⑤ 住所</p> <p>⑥ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）</p> <p>⑦ ①～⑥のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）</p> <p>⑧ 負傷や疾病の有無</p> <p>⑨ 負傷又は疾病の状況</p> <p>⑩ 現在の居所</p> <p>⑪ 連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報</p> <p>⑫ 安否情報の提供に係る同意の有無等</p> <p>2 死亡した住民</p> <p>（上記①～⑦、⑩に加えて）</p> <p>⑬ 死亡の日時、場所及び状況</p> <p>⑭ 死体の安置場所</p> <p>⑮ 安否情報の提供に係る配偶者等の同意の有無等</p>	<p>3 安否情報の収集、整理及び提供に必要な準備</p> <p>(1) 安否情報収集のための体制整備</p> <p>【収集・報告すべき情報】</p> <p>1 避難住民（負傷した住民も同様）</p> <p>① 氏名</p> <p>② 出生の年月日</p> <p>③ 男女の別</p> <p>④ 住所</p> <p>⑤ 国籍（日本国籍を有しない者に限る。）</p> <p>⑥ ①～⑤のほか、個人を識別するための情報（前各号のいずれかに掲げる情報が不明である場合において、当該情報に代えて個人を識別することができるものに限る。）</p> <p>⑦ 負傷や疾病の有無</p> <p>⑧ 負傷又は疾病の状況</p> <p>⑨ 現在の居所</p> <p>⑩ 連絡先その他安否の確認に必要と認められる情報</p> <p>⑪ 安否情報の提供に係る同意の有無等</p> <p>2 死亡した住民</p> <p>（上記①～⑥、⑩に加えて）</p> <p>⑫ 死亡の日時、場所及び状況</p> <p>⑬ 死体の安置場所</p> <p>⑭ 安否情報の提供に係る配偶者等の同意の有無等</p>

旧頁等	修正案	現行
P36 表中	<p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>1 避難に関する基本的事項</p> <p>(1) 基礎的資料の収集</p> <p>【市において集約・整理すべき基礎的資料】</p> <p>【修正部分のみ抜粋】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">○ <u>避難行動要支援者の避難行動支援プラン</u></div>	<p>第2章 避難、救援及び武力攻撃災害への対処に関する平素からの備え</p> <p>1 避難に関する基本的事項</p> <p>(1) 基礎的資料の収集</p> <p>【市において集約・整理すべき基礎的資料】</p> <p>【修正部分のみ抜粋】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">○ <u>災害時要援護者の避難支援プラン</u></div>
P37 表中	<p>(3) <u>高齢者、障害者等災害時要配慮者への配慮</u></p> <p>市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している<u>避難行動支援プラン</u>を活用しつつ、<u>要配慮者の避難対策</u>を講じる。その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部課を中心とした横断的な「<u>要配慮者対策班</u>」を迅速に設置し、都の<u>要配慮者対策統括部</u>との連携した対応ができるよう職員の配置に留意する。</p>	<p>(3) <u>高齢者、障害者等災害時要援護者への配慮</u></p> <p>市は、避難住民の誘導に当たっては、高齢者、障害者等自ら避難することが困難な者の避難について、自然災害時への対応として作成している<u>災害時要援護者登録制度</u>を活用しつつ、<u>災害時要援護者の避難対策</u>を講じる。その際、避難誘導時において、災害・福祉関係部課を中心とした横断的な「<u>災害要援護者対策班</u>」を迅速に設置し、都の<u>災害要援護者対策総括部</u>との連携した対応ができるよう職員の配置に留意する。</p>
P37	<p>2 避難実施要領のパターンの作成</p> <p>市は、都による支援を受け、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防、警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、総務省消防庁が作成した「<u>避難実施要領のパターン作成に当たって（避難マニュアル）（平成18年1月）</u>」や「<u>避難実施要領パターン作成の手引き（平成23年10月）</u>」を参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況、高齢者、障害者、乳幼児等の避難方法等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。</p>	<p>2 避難実施要領のパターンの作成</p> <p>市は、都による支援を受け、関係機関（教育委員会など市の各執行機関、消防、警察、自衛隊等）と緊密な意見交換を行いつつ、総務省消防庁が作成する<u>マニュアル</u>を参考に、季節の別（特に冬期間の避難方法）、観光客や昼間人口の存在、混雑や交通渋滞の発生状況、高齢者、障害者、乳幼児等の避難方法等について配慮し、複数の避難実施要領のパターンをあらかじめ作成する。</p>

旧頁等	修正案	現行																												
P38 図中	<p>4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等</p> <p>【緊急物資等の配送の概要】</p> <p>広域輸送基地</p>	<p>4 運送事業者の輸送力・輸送施設の把握等</p> <p>【緊急物資等の配送の概要】</p> <p>広域輸送拠点</p>																												
P40 図中	<p>6 生活関連等施設の把握等</p> <p>(1)生活関連等施設の把握等</p> <p>【生活関連等施設の種別及び所管省庁】</p> <p>【修正部分のみ抜粋】</p> <table border="1" data-bbox="224 981 1115 1189"> <thead> <tr> <th>国民保護法施行令</th> <th>各号</th> <th>施設・物質の種類</th> <th>所管省庁名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第28条</td> <td>5号</td> <td>核燃料物質（汚染物を含む。）</td> <td>原子力規制委員会</td> </tr> <tr> <td>6号</td> <td>核原料物質</td> <td>原子力規制委員会</td> </tr> <tr> <td>7号</td> <td>放射性同位元素（汚染物質を含む。）</td> <td>原子力規制委員会</td> </tr> </tbody> </table>	国民保護法施行令	各号	施設・物質の種類	所管省庁名	第28条	5号	核燃料物質（汚染物を含む。）	原子力規制委員会	6号	核原料物質	原子力規制委員会	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会	<p>6 生活関連等施設の把握等</p> <p>(1)生活関連等施設の把握等</p> <p>【生活関連等施設の種別及び所管省庁】</p> <p>【修正部分のみ抜粋】</p> <table border="1" data-bbox="1187 981 2078 1268"> <thead> <tr> <th>国民保護法施行令</th> <th>各号</th> <th>施設・物質の種類</th> <th>所管省庁名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">第28条</td> <td>5号</td> <td>核燃料物質（汚染物質を含む。）</td> <td>文部科学省 経済産業省</td> </tr> <tr> <td>6号</td> <td>核原料物質</td> <td>経済産業省 経済産業省</td> </tr> <tr> <td>7号</td> <td>放射性同位元素（汚染物質含む。）</td> <td>文部科学省</td> </tr> </tbody> </table>	国民保護法施行令	各号	施設・物質の種類	所管省庁名	第28条	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省 経済産業省	6号	核原料物質	経済産業省 経済産業省	7号	放射性同位元素（汚染物質含む。）	文部科学省
国民保護法施行令	各号	施設・物質の種類	所管省庁名																											
第28条	5号	核燃料物質（汚染物を含む。）	原子力規制委員会																											
	6号	核原料物質	原子力規制委員会																											
	7号	放射性同位元素（汚染物質を含む。）	原子力規制委員会																											
国民保護法施行令	各号	施設・物質の種類	所管省庁名																											
第28条	5号	核燃料物質（汚染物質を含む。）	文部科学省 経済産業省																											
	6号	核原料物質	経済産業省 経済産業省																											
	7号	放射性同位元素（汚染物質含む。）	文部科学省																											

旧頁等	修正案	現行														
P41	<p>第3章 物資及び資材の備蓄、整備</p> <p>2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等</p> <p>(2) ライフライン施設の機能の確保</p> <p>① 市による生活基盤等の確保</p> <p>市は、その管理する下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。</p> <p>② 指定公共機関等による生活基盤等の確保</p> <p>市は、指定公共機関及び指定地方公共機関がそれぞれ国民保護業務計画に基づき、必要な措置や準備が講ぜられるように情報提供を行う。</p> <table border="1" data-bbox="206 579 1131 959"> <thead> <tr> <th>機 関</th> <th>必要な措置・準備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気事業者及びガス事業者</td> <td>電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置</td> </tr> <tr> <td>運送事業者</td> <td>旅客及び貨物の運送を確保するために必要な措置</td> </tr> <tr> <td>電気通信事業者</td> <td>通信を確保し、及び国民保護措置の実施に必要な通信を優先的に取り扱うために必要な措置</td> </tr> <tr> <td>郵便事業者</td> <td>郵便を確保するために必要な措置</td> </tr> <tr> <td>一般信書便事業者</td> <td>信書便を確保するために必要な措置</td> </tr> <tr> <td>病院その他の医療機関</td> <td>医療を確保するため必要な措置</td> </tr> </tbody> </table>	機 関	必要な措置・準備	電気事業者及びガス事業者	電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置	運送事業者	旅客及び貨物の運送を確保するために必要な措置	電気通信事業者	通信を確保し、及び国民保護措置の実施に必要な通信を優先的に取り扱うために必要な措置	郵便事業者	郵便を確保するために必要な措置	一般信書便事業者	信書便を確保するために必要な措置	病院その他の医療機関	医療を確保するため必要な措置	<p>第3章 物資及び資材の備蓄、整備</p> <p>2 市が管理する施設及び設備の整備及び点検等</p> <p>(2) ライフライン施設の機能の確保</p> <p>市は、その管理する下水道施設等のライフライン施設について、自然災害に対する既存の予防措置を活用しつつ、系統の多重化、拠点の分散、代替施設の整備等による代替性の確保に努める。</p>
機 関	必要な措置・準備															
電気事業者及びガス事業者	電気及びガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置															
運送事業者	旅客及び貨物の運送を確保するために必要な措置															
電気通信事業者	通信を確保し、及び国民保護措置の実施に必要な通信を優先的に取り扱うために必要な措置															
郵便事業者	郵便を確保するために必要な措置															
一般信書便事業者	信書便を確保するために必要な措置															
病院その他の医療機関	医療を確保するため必要な措置															
P42	<p>第4章 国民保護に関する啓発</p> <p>2 住民がとるべき行動等に関する啓発</p> <p>(2) 市は、パンフレット等を活用し、都と協力し、武力攻撃事態等において住民や事業者、学校等の施設管理者による適切な避難行動や避難誘導等について周知を図る。</p>	<p>第4章 国民保護に関する啓発</p> <p>2 住民がとるべき行動等に関する啓発</p> <p>(2) 市は、<u>都が作成する</u>パンフレット等を活用し、都と協力し、武力攻撃事態等において住民や事業者、学校等の施設管理者による適切な避難行動や避難誘導等について周知を図る。</p>														
P46	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第2章 市対策本部の設置等</p> <p>1 市国民保護対策本部</p> <p>市対策本部の組織及び運営は、国民保護法、武蔵村山市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例(平成18年10月10日武蔵村山市条例第40号)、武蔵村山市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則に基づき行う。</p>	<p>第3編 武力攻撃事態等への対処</p> <p>第2章 市対策本部の設置等</p> <p>1 市国民保護対策本部</p> <p>市対策本部の組織及び運営は、国民保護法、武蔵村山市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例(平成18年10月10日武蔵村山市条例第40号)、武蔵村山市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則(<u>平成19年度中に制定予定</u>)に基づき行う。</p>														

旧頁等	修正案	現行																				
P47 図中	<p>(3) 市対策本部の組織</p> <p>【市対策本部】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 10px;">部</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">国 民 保 護 対 策 部</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">企 画 財 務 対 策 部</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">市 民 対 策 部</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">協 働 推 進 対 策 部</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">健 康 福 祉 対 策 部</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">都 市 整 備 対 策 部</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">会 計 対 策 部</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">議 会 対 策 部</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">教 育 対 策 部</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">消 防 対 策 部</td></tr> </table> </div>	国 民 保 護 対 策 部	企 画 財 務 対 策 部	市 民 対 策 部	協 働 推 進 対 策 部	健 康 福 祉 対 策 部	都 市 整 備 対 策 部	会 計 対 策 部	議 会 対 策 部	教 育 対 策 部	消 防 対 策 部	<p>(3) 市対策本部の組織</p> <p>【市対策本部】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: center; border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 2px 10px;">部</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="text-align: center;">国 民 保 護 対 策 部</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">企 画 財 政 対 策 部</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">市 民 対 策 部</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">生 活 環 境 対 策 部</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">健 康 福 祉 対 策 部</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">都 市 整 備 対 策 部</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">教 育 対 策 部</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">議 会 対 策 部</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">出 納 対 策 部</td></tr> <tr><td style="text-align: center;">消 防 対 策 部</td></tr> </table> </div>	国 民 保 護 対 策 部	企 画 財 政 対 策 部	市 民 対 策 部	生 活 環 境 対 策 部	健 康 福 祉 対 策 部	都 市 整 備 対 策 部	教 育 対 策 部	議 会 対 策 部	出 納 対 策 部	消 防 対 策 部
国 民 保 護 対 策 部																						
企 画 財 務 対 策 部																						
市 民 対 策 部																						
協 働 推 進 対 策 部																						
健 康 福 祉 対 策 部																						
都 市 整 備 対 策 部																						
会 計 対 策 部																						
議 会 対 策 部																						
教 育 対 策 部																						
消 防 対 策 部																						
国 民 保 護 対 策 部																						
企 画 財 政 対 策 部																						
市 民 対 策 部																						
生 活 環 境 対 策 部																						
健 康 福 祉 対 策 部																						
都 市 整 備 対 策 部																						
教 育 対 策 部																						
議 会 対 策 部																						
出 納 対 策 部																						
消 防 対 策 部																						
P49 表中	<p>2 市対策本部の設置</p> <p>(3) 市対策本部の機能</p> <p>イ 市の各部等における武力攻撃事態等における業務は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="10" style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">国民保護対策部</td> <td style="width: 15%;">本部班</td> <td style="width: 80%;"> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民保護対策部に関すること。</li> <li>2 被災情報等の収集及び通信連絡の総括に関すること。</li> <li>3 国民保護措置に係る自衛隊及び関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>4 自衛隊等に対する派遣、応援等の要請に関すること。</li> <li>5 国民保護対策本部における通信施設の保全に関すること。</li> <li>6 武力攻撃災害に関する広報及び広聴の総括に関すること。</li> </ol> </td> </tr> <tr> <td></td> <td> <ol style="list-style-type: none"> <li>7 本部連絡員及び本部派遣員に関すること。</li> <li>8 救援物資の備蓄、運送及び配分に関すること。</li> <li>9 消防団との連絡調整及び出動に関すること。</li> <li>10 前各号に掲げるもののほか、国民保護措置の連絡調整に関すること。</li> </ol> </td> </tr> </table>	国民保護対策部	本部班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民保護対策部に関すること。</li> <li>2 被災情報等の収集及び通信連絡の総括に関すること。</li> <li>3 国民保護措置に係る自衛隊及び関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>4 自衛隊等に対する派遣、応援等の要請に関すること。</li> <li>5 国民保護対策本部における通信施設の保全に関すること。</li> <li>6 武力攻撃災害に関する広報及び広聴の総括に関すること。</li> </ol>		<ol style="list-style-type: none"> <li>7 本部連絡員及び本部派遣員に関すること。</li> <li>8 救援物資の備蓄、運送及び配分に関すること。</li> <li>9 消防団との連絡調整及び出動に関すること。</li> <li>10 前各号に掲げるもののほか、国民保護措置の連絡調整に関すること。</li> </ol>	<p>2 市対策本部の設置</p> <p>(3) 市対策本部の機能</p> <p>イ 市の各部等における武力攻撃事態等における業務は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="10" style="width: 5%; text-align: center; vertical-align: middle;">国民保護対策部</td> <td style="width: 15%;">本部班</td> <td style="width: 80%;"> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民保護対策部に関すること。</li> <li>2 被災情報等の収集及び通信連絡の総括（通信統一窓口）に関すること。</li> <li>3 国民保護措置に係る自衛隊及び関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>4 自衛隊等に対する派遣、応援等の要請に関すること。</li> <li>5 市国民保護対策本部における通信施設の保全に関すること。</li> <li>6 武力攻撃災害に関する広報及び広聴に関すること。</li> <li>7 本部連絡員及び本部派遣員に関すること。</li> <li>8 救援物資の備蓄、運送及び配分に関すること。</li> <li>9 消防団との連絡調整及び出動に関すること。</li> <li>10 前各号に掲げるもののほか、国民保護措置の連絡調整に関すること。</li> </ol> </td> </tr> </table>	国民保護対策部	本部班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民保護対策部に関すること。</li> <li>2 被災情報等の収集及び通信連絡の総括（通信統一窓口）に関すること。</li> <li>3 国民保護措置に係る自衛隊及び関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>4 自衛隊等に対する派遣、応援等の要請に関すること。</li> <li>5 市国民保護対策本部における通信施設の保全に関すること。</li> <li>6 武力攻撃災害に関する広報及び広聴に関すること。</li> <li>7 本部連絡員及び本部派遣員に関すること。</li> <li>8 救援物資の備蓄、運送及び配分に関すること。</li> <li>9 消防団との連絡調整及び出動に関すること。</li> <li>10 前各号に掲げるもののほか、国民保護措置の連絡調整に関すること。</li> </ol>												
国民保護対策部	本部班		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民保護対策部に関すること。</li> <li>2 被災情報等の収集及び通信連絡の総括に関すること。</li> <li>3 国民保護措置に係る自衛隊及び関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>4 自衛隊等に対する派遣、応援等の要請に関すること。</li> <li>5 国民保護対策本部における通信施設の保全に関すること。</li> <li>6 武力攻撃災害に関する広報及び広聴の総括に関すること。</li> </ol>																			
			<ol style="list-style-type: none"> <li>7 本部連絡員及び本部派遣員に関すること。</li> <li>8 救援物資の備蓄、運送及び配分に関すること。</li> <li>9 消防団との連絡調整及び出動に関すること。</li> <li>10 前各号に掲げるもののほか、国民保護措置の連絡調整に関すること。</li> </ol>																			
	国民保護対策部		本部班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民保護対策部に関すること。</li> <li>2 被災情報等の収集及び通信連絡の総括（通信統一窓口）に関すること。</li> <li>3 国民保護措置に係る自衛隊及び関係機関との連絡調整に関すること。</li> <li>4 自衛隊等に対する派遣、応援等の要請に関すること。</li> <li>5 市国民保護対策本部における通信施設の保全に関すること。</li> <li>6 武力攻撃災害に関する広報及び広聴に関すること。</li> <li>7 本部連絡員及び本部派遣員に関すること。</li> <li>8 救援物資の備蓄、運送及び配分に関すること。</li> <li>9 消防団との連絡調整及び出動に関すること。</li> <li>10 前各号に掲げるもののほか、国民保護措置の連絡調整に関すること。</li> </ol>																		

旧頁等	修正案		現行	
		<p><u>総務契約班</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 車両の調達及び配車に関すること。</li> <li>2 市庁舎の<u>保全</u>に関すること。</li> <li>3 救援物資及び資器材並びに応急食糧等の契約に関すること。</li> <li>4 特殊標章等の交付及び許可に関すること。</li> <li>5 緊急通行車両確認標章の発行に関すること。</li> <li>6 部内の連絡調整及び他班への応援に関すること。</li> <li>7 他の部及び班に属さない業務に関すること。</li> </ol> <p><u>文書情報班</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>武力攻撃災害関係文書の受発信</u>に関すること。</li> <li>2 市の電子計算組織の<u>保全</u>に関すること。</li> <li>3 他班への<u>応援</u>に関すること。</li> </ol> <p>職員班</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の服務及び給与等に関すること。</li> <li>2 労務の供給に関すること。</li> <li>3 他班への<u>応援</u>に関すること。</li> </ol> <p>選挙班</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>応急給水</u>に関すること。</li> <li>2 他班への<u>応援</u>に関すること。</li> </ol> <p>監査班</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>応急給水</u>に関すること。</li> <li>2 他班への<u>応援</u>に関すること。</li> </ol>	<p><u>総務班</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 車両の調達及び配車に関すること。</li> <li>2 <u>武力攻撃災害関係文書の受・発信</u>に関すること。</li> <li>3 市庁舎の<u>安全確保</u>に関すること。</li> <li>4 <u>民間協力団体への協力要請</u>に関すること。</li> <li>5 特殊標章等の交付及び許可に関すること。</li> <li>6 緊急通行車両確認標章の発行に関すること。</li> <li>7 部内の連絡調整及び他班への応援に関すること。</li> <li>8 他班及び班に属さない業務に関すること。</li> </ol> <p>職員班</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 職員の服務及び給与等に関すること。</li> <li>2 労務の供給に関すること。</li> <li>3 <u>他班</u>への<u>応援</u>に関すること。</li> </ol> <p><u>管財契約班</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 救援物資及び資器材並びに応急食糧等の契約に関すること。</li> <li>2 <u>応急仮設住宅等の入居及び管理</u>に関すること。</li> <li>3 他班への<u>応援</u>に関すること。</li> </ol> <p>選挙班</p> <p>他班への<u>応援</u>に関すること。</p> <p>監査班</p> <p>他班への<u>応援</u>に関すること。</p> <p><u>企画財政対策部</u></p> <p>秘書広報班</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 秘書に関すること。</li> <li>2 武力攻撃災害に関する広報及び広聴に関すること。</li> <li>3 報道機関との連絡調整及び放送要請に関すること。</li> <li>4 写真等による情報の収集及び記録に関すること。</li> <li>5 <u>ボランティアの受入れ、派遣等の総合調整</u>に関すること。</li> <li>6 他班への<u>応援</u>に関すること。</li> </ol> <p>企画政策班</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 復旧に係る総合調整に関すること。</li> <li>2 部内の連絡調整及び<u>他班</u>への<u>応援</u>に関すること。</li> </ol> <p>財政班</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民保護に係る予算その他財政に関すること。</li> <li>2 <u>他班</u>への<u>応援</u>に関すること。</li> </ol> <p>会計班</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 国民保護措置に必要な現金及び物品の出納に関すること。</li> <li>2 <u>他班</u>への<u>応援</u>に関すること。</li> </ol> <p>市民対策部</p> <p>市民班</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 安否情報の収集及び提供に関すること。</li> <li>2 <u>在住外国人関係団体等との情報連絡及び調整</u>に関すること。</li> <li>3 遺体の身元確認協力及び埋火葬許可証の発行に関すること。</li> <li>4 <u>外国人の救援支援</u>に関すること。</li> </ol>	
	企画財政対策部			
	市民対策部			

旧頁等	修正案		現行	
協働推進対策部		5 <u>り災証明の発行に関すること。</u>		5 出張所の庁舎の保全に関すること。 6 被害状況の調査及び報告に関すること。 7 <u>り災証明の発行に関すること。</u> 8 国民健康保険の資格確認に関すること。 9 <u>他班への応援に関すること。</u>
	保険年金班	1 国民健康保険の資格確認に関すること。 2 国民健康保険税の減免に関すること。 3 国民健康保険税の納期限の延期に関すること。 4 後期高齢者医療保険料の減免に関すること。 5 <u>他の班への応援に関すること。</u>	課税班	1 被災状況の調査及び報告に関すること。 2 <u>り災証明の発行に関すること。</u> 3 被災者に対する市税の減免及び徴収猶予に関すること。 4 部内の連絡調整及び <u>他班</u> への応援に関すること。
	課税班	1 被災状況の調査及び報告に関すること。 2 <u>市税の納期限の延長に関すること。</u> 3 <u>り災証明の発行に関すること。</u> 4 被災者に対する市税の減免に関すること。 5 部内の連絡調整及び <u>他の班</u> への応援に関すること。	収納班	1 市税及び国民健康保険税の <u>納期限の延期</u> に関すること。 2 <u>他班</u> への応援に関すること。
	収納班	1 市税及び国民健康保険税の徴収の <u>猶予</u> に関すること。 2 <u>他の班</u> への応援に関すること。	保険年金班	1 国民健康保険の資格確認及び国民健康保険税の減免に関すること。 2 <u>他班</u> への応援に関すること。
	協働推進班	1 <u>市民との協働に関すること。</u> 2 <u>自治会との連絡調整に関すること。</u> 3 <u>ボランティアの受入れに関すること。</u> 4 外国人支援団体等との連絡調整に関すること。 5 部内の連絡調整及び <u>他の班</u> への応援に関すること。	生活環境対策部 環境班	1 <u>し尿及びごみの処理に関すること。</u> 2 <u>被災地の清掃に関すること。</u> 3 <u>武力攻撃災害による廃棄物の処理に係る調整に関すること。</u> 4 <u>他班</u> への応援に関すること。
	産業振興班	1 <u>民間団体への協力要請に関すること。</u> 2 <u>農畜産業の災害対策及び被害調査に関すること。</u> 3 <u>商工業の災害対策及び被害調査に関すること。</u> 4 <u>被害農家及び中小企業の融資に関すること。</u> 5 <u>離職者の就業相談に関すること。</u> 6 <u>救援物資の調達に関すること。</u> 7 <u>商工会及び農業団体等との連絡調整に関すること。</u>	産業振興班	1 農畜産業の被災対策及び被害調査に関すること。 2 商工業の被災対策及び被害調査に関すること。 3 被災農家及び中小企業関係の融資に関すること。 4 離職者の就業相談に関すること。 5 救援物資の調達に関すること。 6 商工会等との連絡調整に関すること。 7 所管する施設の被害調査に関すること。 8 部内の連絡調整及び <u>他班</u> への応援に関すること。
	観光班	1 <u>所管する施設の被害調査に関すること。</u> 2 <u>他の班</u> への応援に関すること。	下水道班	1 応急給水に関すること。 2 東京都水道局多摩水道改革推進本部との連絡調整に関すること。 3 下水道施設の被害調査及び復旧に関すること。 4 下水道工事事業者に対する協力要請に関すること。 5 <u>他班</u> への応援に関すること。
	環境班	1 <u>避難所の環境保全に関すること。</u> 2 <u>公園、運動広場等の保全及び復旧対策に関すること。</u> 3 <u>他の班</u> への応援に関すること。	健康福祉対策部 地域福祉班	1 福祉会館利用者の避難及び救護に関すること。 2 義援金品の受領及び配分に関すること。

旧頁等	修正案		現行	
健康福祉対策部	ごみ対策班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>し尿及びごみの処理に関すること。</u></li> <li>2 <u>被災地の清掃に関すること。</u></li> <li>3 <u>武力攻撃災害による廃棄物の処理に係る調整に関すること。</u></li> </ol>		<ol style="list-style-type: none"> <li>3 <u>部内の連絡調整及び他班への応援に関すること。</u></li> </ol>
	地域福祉班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>福祉会館及び老人福祉会館利用者の避難及び救護に関すること。</u></li> <li>2 <u>義援金品の受領及び配分に関すること。</u></li> <li>3 <u>避難行動要支援者に関すること。</u></li> <li>4 <u>部内の連絡調整及び他班への応援に関すること。</u></li> </ol>	高齢福祉班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>避難所収容者の要介護者に対する介護に関すること。</u></li> <li>2 <u>介護サービス提供事業者等との連絡調整に関すること。</u></li> <li>3 <u>高齢者等に対する救護に関すること。</u></li> <li>4 <u>他班への応援に関すること。</u></li> </ol>
	高齢福祉班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>避難所に収容された要介護者に対する介護に関すること。</u></li> <li>2 <u>介護サービス提供事業者等との連絡調整に関すること。</u></li> <li>3 <u>高齢者等に対する救護に関すること。</u></li> <li>4 <u>所管する施設の被害調査に関すること。</u></li> <li>5 <u>他班への応援に関すること。</u></li> </ol>	障害福祉班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>避難所の開設及び避難者の収容に関すること。</u></li> <li>2 <u>避難者の誘導及び輸送に関すること。</u></li> <li>3 <u>障害者等に対する救護に関すること。</u></li> <li>4 <u>避難所との連絡調整に関すること。</u></li> <li>5 <u>他班への応援に関すること。</u></li> </ol>
	障害福祉班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>避難所の開設及び避難者の収容に関すること。</u></li> <li>2 <u>避難者の誘導及び輸送に関すること。</u></li> <li>3 <u>障害者等に対する救護に関すること。</u></li> <li>4 <u>避難所との連絡調整に関すること。</u></li> <li>5 <u>市民総合センターの庁舎の保全に関すること。</u></li> <li>6 <u>他班への応援に関すること。</u></li> </ol>	児童福祉班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>保育園児及び学童クラブ児童の避難及び救護に関すること。</u></li> <li>2 <u>応急保育に関すること。</u></li> <li>3 <u>避難所の設営等の協力に関すること。</u></li> <li>4 <u>他班への応援に関すること。</u></li> </ol>
	子育て支援班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>所管する施設の被害調査に関すること。</u></li> <li>2 <u>他班への応援に関すること。</u></li> </ol>	生活福祉班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>避難所収容者に対する救護に関すること。</u></li> <li>2 <u>要援護者に対する救護に関すること。</u></li> <li>3 <u>その他被災者の救護に関すること。</u></li> <li>4 <u>他班への応援に関すること。</u></li> </ol>
	子ども育成班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>保育園児及び学童クラブ児童の救護に関すること。</u></li> <li>2 <u>応急保育に関すること。</u></li> <li>3 <u>避難所の運営等の協力に関すること。</u></li> <li>4 <u>所管する施設の被害調査及び復旧に関すること。</u></li> <li>5 <u>他班への応援に関すること。</u></li> </ol>	健康推進班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>医療及び防疫に関すること。</u></li> <li>2 <u>乳幼児、妊産婦等の救護、安全確保及び支援に関すること。</u></li> <li>3 <u>救急医薬品の確保に関すること。</u></li> <li>4 <u>保健衛生に関すること。</u></li> <li>5 <u>遺体の搬送及び収容に関すること。</u></li> <li>6 <u>救護所の設営に関すること。</u></li> <li>7 <u>保健相談センターの庁舎の保全に関すること。</u></li> <li>8 <u>他班への応援に関すること。</u></li> </ol>
	生活福祉班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>避難所収容者に対する救護に関すること。</u></li> <li>2 <u>要配慮者に対する救護に関すること。</u></li> <li>3 <u>その他被災者の救護に関すること。</u></li> <li>4 <u>他班への応援に関すること。</u></li> </ol>	都市整備対策部 まちづくり班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>宅地造成地等の危険箇所の被害調査及び応急措置に関すること。</u></li> <li>2 <u>都市計画施設の被害調査及び復旧に関すること。</u></li> <li>3 <u>復旧計画の策定に関すること。</u></li> <li>4 <u>部内の連絡調整及び他班への応援に関すること。</u></li> </ol>
	健康推進班	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 <u>医療及び防疫に関すること。</u></li> </ol>	区画整理班	<ol style="list-style-type: none"> <li>他班への応援に関すること。</li> </ol>

旧頁等	修正案		現行	
都市整備対策部		2 乳幼児、妊産婦等の救護、安全確保及び支援に関すること。 3 救急医薬品の確保に関すること。 4 保健衛生に関すること。 5 遺体の搬送及び収容に関すること。 6 救護所の設営に関すること。 7 保健相談センターの庁舎の保全に関すること。 8 <u>他の班への応援に関すること。</u>	<u>道路公園班</u>	1 <u>道路及び橋りょうの保全及び復旧対策に関すること。</u> 2 <u>道路障害物の除去作業に関すること。</u> 3 <u>公園、運動広場等の保全及び復旧対策に関すること。</u> 4 <u>他班への応援に関すること。</u>
	都市計画班	1 <u>被災した宅地の危険度判定に関すること。</u> 2 <u>災害復興に係る都市計画に関すること。</u> 3 <u>部内の連絡調整及び他の班への応援に関すること。</u>	施設班	1 避難所施設の建設に関すること。 2 庁舎等公共施設の保全・補修に関すること。 3 応急仮設住宅等の建設及び被災住宅の応急修理に関すること。 4 <u>道路、河川等の保全及び復旧工事に関すること。</u> 5 <u>建設業協会との連絡及び協力要請に関すること。</u> 6 被災建築物応急危険度判定に関すること。 7 <u>他班への応援に関すること。</u>
	区画整理班	1 <u>応急給水に関すること。</u> 2 <u>他の班への応援に関すること。</u>	教育対策部 教育総務班	1 児童及び生徒の救護に関すること。 2 児童及び生徒に対する学用品の供給に関すること。 3 文教施設の被害調査及び復旧に関すること。 4 学校施設を利用する避難所設営等の協力に関すること。 5 部内の連絡調整及び <u>他班への応援に関すること。</u>
	道路下水道班	1 公共施設の被害調査及び復旧に関すること。 2 道路、河川及び橋りょうの応急対策及び復旧対策に関すること。 3 道路障害物の除去作業に関すること。 4 建設業協会との連携及び協力要請に関すること。 5 応急給水に関すること。 6 東京都水道局多摩水道改革推進本部との連絡調整に関すること。 7 下水道施設の被害調査及び復旧に関すること。 8 下水道工事事業者に対する協力要請に関すること。 9 <u>他の班への応援に関すること。</u>	教育指導班	1 教職員の非常配備に関すること。 2 応急教育実施の計画及び指導に関すること。 3 <u>他班への応援に関すること。</u>
	施設班	1 避難所施設の建設に関すること。 2 庁舎等公共施設の保全及び補修に関すること。 3 応急仮設住宅等の建設及び被災住宅の応急修理に関すること。 4 <u>被災建築物応急危険度判定に関すること。</u> 5 <u>他の班への応援に関すること。</u>	学校給食班	1 避難所等への応急給食に関すること。 2 <u>他班への応援に関すること。</u>
	会計対策部 会計班	1 国民保護措置に必要な現金及び物品の出納に関すること。 2 <u>他の班への応援に関すること。</u>	生涯学習班	1 <u>施設利用者の避難及び救護に関すること。</u> 2 <u>施設を利用する避難所設営等の協力に関すること。</u> 3 <u>施設の被害調査及び復旧に関すること。</u> 4 文化財等の保護に関すること。 5 <u>他班への応援に関すること。</u>
			体育班	1 <u>施設利用者の避難及び救護に関すること。</u> 2 <u>施設を利用する避難所設営等の協力に関すること。</u> 3 <u>施設の被害調査及び復旧に関すること。</u> 4 <u>他班への応援に関すること。</u>

旧頁等	修正案		現行	
教育対策部	議会対策部 議会班	1 市議会との連絡調整に関すること。 2 <u>他の班</u> への応援に関すること。	図書館班	1 <u>施設利用者</u> の避難及び救護に関すること。 2 <u>施設</u> を利用する避難所設営等の協力に関すること。 3 <u>施設の被害調査及び復旧</u> に関すること。 4 <u>他班</u> への応援に関すること。
	教育総務班	1 児童及び生徒の救護に関すること。 2 児童及び生徒に対する学用品の供給に関すること。 3 文教施設の被害調査及び復旧に関すること。 4 学校施設を利用する避難所設営等の協力に関すること。 5 部内の連絡調整及び <u>他の班</u> への応援に関すること。	議会対策部 議会班	1 市議会との連絡調整に関すること。 2 <u>他班</u> への応援に関すること。
	教育指導班	1 教職員の非常配備に関すること。 2 応急教育実施の計画及び指導に関すること。 3 <u>所管する施設の被災状況の把握</u> に関すること。 4 <u>他の班</u> への応援に関すること。	消防対策部 消防班	1 武力攻撃災害への対処に関すること。 2 避難住民の誘導に関すること。 3 警報伝達の協力に関すること。
	学校給食班	1 避難所等への応急給食に関すること。 2 <u>他の班</u> への応援に関すること。		
	<u>文化振興班</u>	1 <u>所管する施設の利用者の避難及び救護</u> に関すること。 2 <u>所管する施設を利用する避難所設営等の協力</u> に関すること。 3 <u>所管する施設の被害調査及び復旧</u> に関すること。 4 文化財等の保護に関すること。 5 <u>他の班</u> への応援に関すること。		
	<u>スポーツ 振興班</u>	1 <u>所管する施設の利用者の避難及び救護</u> に関すること。 2 <u>所管する施設を利用する避難所設営等の協力</u> に関すること。 3 <u>所管する施設の被害調査及び復旧</u> に関すること。 4 <u>他の班</u> への応援に関すること。		
	図書館班	1 <u>所管する施設利用者の避難及び救護</u> に関すること。 2 <u>所管する施設を利用する避難所設営等の協力</u> に関すること。 3 <u>所管する施設の被害調査及び復旧</u> に関すること。 4 <u>他の班</u> への応援に関すること。		
	消防対策部 消防班	1 武力攻撃災害への対処に関すること。 2 避難住民の誘導に関すること。 3 警報伝達の協力に関すること。		

旧頁等	修正案	現行
P55 表中	(4) 市対策本部における広報等 <b>【市対策本部における広報体制】</b> ④ 関係する報道機関への情報提供 削除	(4) 市対策本部における広報等 <b>【市対策本部における広報体制】</b> ④ 関係する報道機関への情報提供 ※資料編参照
P59	第3章 関係機関相互の連携 1 国・都の対策本部との連携 (2) 国・都の現地対策本部との連携 市は、国・都の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。 また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、都・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。 <u>なお、国の現地対策本部長が武力攻撃事態等合同対策協議会を開催する場合には、市対策本部として当該協議会へ参加し、国民保護措置に関する情報交換や相互協力を努める。</u>	第3章 関係機関相互の連携 1 国・都の対策本部との連携 (2) 国・都の現地対策本部との連携 市は、国・都の現地対策本部が設置された場合は、連絡員を派遣すること等により、当該本部と緊密な連携を図る。 また、運営が効率的であると判断される場合には、必要に応じて、都・国と調整の上、共同で現地対策本部を設置し、適宜情報交換等を行うとともに、共同で現地対策本部の運用を行う。
P60	3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等 (1) 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、都知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。 また、通信の途絶等により都知事に対する自衛隊の部隊等の派遣要請の求めができない場合は、努めて市の区域を担当区域とする東京地方協力本部長又は市の協議会委員たる隊員を通じて、 <u>陸上自衛隊にあっては東部方面総監、海上自衛隊にあっては横須賀地方総監、航空自衛隊にあっては作戦システム運用隊司令を介し、防衛大臣に連絡する。</u> (2) 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動※により出動した部隊とも、市対策本部及び現地連絡調整所において緊密な意思疎通を図る。 <u>※内閣総理大臣命令に基づく治安出動（自衛隊法第78条）及び都知事の要請に基づく治安出動（自衛隊法第81条）</u>	3 自衛隊の部隊等の派遣要請の求め等 (1) 市長は、国民保護措置を円滑に実施するため必要があると認めるときは、都知事に対し、自衛隊の部隊等の派遣要請を行うよう求める（国民保護等派遣）。 また、通信の途絶等により都知事に対する自衛隊の部隊等の派遣要請の求めができない場合は、努めて市の区域を担当区域とする東京地方協力本部長又は市の協議会委員たる隊員を通じて、 <u>陸上自衛隊東部方面総監等を介し、防衛大臣に連絡する。</u> (2) 市長は、国民保護等派遣を命ぜられた部隊のほか、防衛出動及び治安出動により出動した部隊とも、市対策本部及び現地連絡調整所において緊密な意思疎通を図る。 <u>(3) 市は、住民の避難が必要となる場合において、自衛隊の侵害排除措置が行われるときは、避難住民の混乱の発生を防止するため、避難経路の選定等について、自衛隊から派遣された連絡官を通じ、また、都、警視庁等関係機関と十分に協議する。</u>

旧頁等	修正案	現行
P61	<p>【新規】</p> <p>7 国立感染症研究所村山庁舎との連携</p> <p>市は、国立感染症研究所村山庁舎において武力攻撃事態が発生した場合は、平成28年7月、国立感染症研究所村山庁舎において作成した、「国立感染症研究所村山庁舎に係る災害・事故等発生時における対応マニュアル」に基づき、連携等を図るものとする。</p>	
P61	<p>8 自主防災組織等に対する支援等</p>	<p>7 自主防災組織等に対する支援等</p>
P62	<p>9 住民への協力要請</p>	<p>8 住民への協力要請</p>
P64	<p>第5章 警報及び避難の指示等</p> <p>第1 警報の伝達等</p> <p>1 警報の内容の伝達・通知</p> <p>(1) 警報の内容の伝達等</p> <p>ア 市は、都から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定めた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある国公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、商工会、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。</p>	<p>第5章 警報及び避難の指示等</p> <p>第1 警報の伝達等</p> <p>1 警報の内容の伝達・通知</p> <p>(1) 警報の内容の伝達等</p> <p>ア 市は、都から警報の内容の通知を受けた場合には、あらかじめ定めた伝達方法（伝達先、手段、伝達順位）により、速やかに住民及び関係のある公私の団体（消防団、自治会、社会福祉協議会、農業協同組合、商工会、病院、学校など）に警報の内容を伝達する。</p>
P65	<p>(3) 警報内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、防災・福祉担当部署との連携の下で避難行動支援プランを活用するなど、災害時要配慮者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p>	<p>(3) 警報の内容の伝達においては、特に、高齢者、障害者、外国人等に対する伝達に配慮するものとし、具体的には、防災・福祉担当部署との連携の下で災害時要援護者登録制度を活用するなど、災害時要援護者に迅速に正しい情報が伝達され、避難などに備えられるような体制の整備に努める。</p>
P67	<p>第2 避難住民の誘導等</p> <p>2 避難実施要領の策定</p> <p>(3) 避難実施要領の策定における考慮事項</p> <p>⑥要配慮者の避難方法の決定(避難支援プラン、災害時要配慮者支援班の設置)</p>	<p>第2 避難住民の誘導等</p> <p>2 避難実施要領の策定</p> <p>(3) 避難実施要領の策定における考慮事項</p> <p>⑥要援護者の避難方法の決定(避難支援プラン、災害時要援護者支援班の設置)</p>

旧頁等	修正案	現行
P69	<p>3 避難住民の誘導</p> <p>(6) 高齢者、障害者等<u>要配慮者</u>への配慮</p> <p>ア 市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、<u>要配慮者対策班</u>を設置し、都災害<u>要配慮者対策総括部</u>と連携しつつ、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時<u>要配慮者</u>への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。</p> <p>イ 市は、<u>要配慮者</u>の避難に関して、避難場所、避難所等の拠点までの運送を支援する。</p>	<p>3 避難住民の誘導</p> <p>(6) 高齢者、障害者等<u>要援護者</u>への配慮</p> <p>ア 市長は、高齢者、障害者等の避難を万全に行うため、<u>要援護者対策班</u>を設置し、都災害<u>要援護者対策総括部</u>と連携しつつ、社会福祉協議会、民生委員、介護保険制度関係者、障害者団体等と協力して、災害時<u>要援護者</u>への連絡、運送手段の確保を的確に行うものとする。</p> <p>イ 市は、<u>要援護者</u>の避難に関して、避難場所、避難所等の拠点までの運送を支援する。</p>
P70	<p>(12) 都に対する要請等</p> <p>エ 市長は、避難住民の誘導に関して、都の区域を越えて避難誘導を行なう際など当該市のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、都知事に対して、避難誘導の補助を要請する。また、都県境を越えた場合は、必要があれば都職員の派遣を要請し、避難先検討の調整を求める。</p>	<p>(12) 都に対する要請等</p> <p>エ 市長は、避難住民の誘導に関して、都の区域を越えて避難誘導を行なう際など当該市のみでは十分な対応が困難であると認めるときは、都知事に対して、避難誘導の補助を要請する。</p>
P72	<p>4 想定される避難の形態と市による誘導</p> <p>(1) 突発的かつ局地的な事態の場合</p> <p>③航空攻撃（通常爆弾）の場合</p>	<p>4 想定される避難の形態と市による誘導</p> <p>(1) 突発的かつ局地的な事態の場合</p> <p>③航空攻撃（通常爆弾）等の場合</p>
P74(3) 図中	<p>4 想定される避難の形態と市による誘導</p> <p>(3) 時間的余裕がありかつ局地的な事態の場合</p> <p><u>要配慮者</u></p>	<p>4 想定される避難の形態と市による誘導</p> <p>(3) 時間的余裕がありかつ局地的な事態の場合</p> <p><u>要援護者</u></p>
P74(4) 図中	<p>(4) 時間的余裕がありかつ広範囲な事態の場合</p> <p><u>要配慮者</u></p>	<p>(4) 時間的余裕がありかつ広範囲な事態の場合</p> <p><u>要援護者</u></p>

旧頁等	修正案	現行
P78	<p>第7章 救援</p> <p>3 救援の程度及び方法の基準</p> <p>(1) 市長は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成25年内閣府告示第229号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び都国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。</p> <p>(2) 市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、都知事に対し、<u>内閣総理大臣</u>に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。</p>	<p>第7章 救援</p> <p>3 救援の程度及び方法の基準</p> <p>(1) 市長は、「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律による救援の程度及び方法の基準」（平成16年厚生労働省告示第343号。以下「救援の程度及び基準」という。）及び都国民保護計画の内容に基づき救援の措置を行う。</p> <p>(2) 市長は、「救援の程度及び基準」によっては救援の適切な実施が困難であると判断する場合には、都知事に対し、<u>厚生労働大臣</u>に特別な基準の設定についての意見を申し出るよう要請する。</p>
P78	<p>4 救護の内容</p> <p>(1) 収容施設の供与</p> <p>ア 避難所</p> <p>② 避難所・二次避難所の開設、運営</p> <p>市は、当該区域内が避難先地域となった場合、都との調整に基づき、避難先地域内に避難所を開設する（都があらかじめ指定する大規模な施設を避難所とする場合は都が開設）。<u>また、女性や要配慮者の視点に配慮した避難所運営に努める。</u></p>	<p>4 救護の内容</p> <p>(2) 収容施設の供与</p> <p>ア 避難所</p> <p>② 避難所・二次避難所の開設、運営</p> <p>市は、当該区域内が避難先地域となった場合、都との調整に基づき、避難先地域内に避難所を開設する（都があらかじめ指定する大規模な施設を避難所とする場合は都が開設）。</p>

旧頁等	修正案	現行
P80	<p>4 救援の内容</p> <p>(1) 収容施設の供与</p> <p>イ 応急仮設住宅等の設置、運営</p> <p>市は、避難が長期に及ぶ場合や復帰後も本来の住居が使用できない場合などにおいて、都が設置する<u>応急仮設住宅等</u>に関し、入居者の募集、選定及び入居者管理を行う。</p>	<p>4 救援の内容</p> <p>(1) 収容施設の供与</p> <p>イ 応急仮設住宅等の設置、運営</p> <p>市は、避難が長期に及ぶ場合や復帰後も本来の住居が使用できない場合などにおいて、都が設置する<u>長期避難住宅及び応急仮設住宅</u>に関し、入居者の募集、選定及び入居者管理を行う。</p>
P80	<p>4 救援の内容</p> <p>(2) 医療の提供及び助産</p> <p>エ 患者の搬送</p> <p>② 医療救護所から災害拠点病院等の<u>医療施設</u>への<u>重症者等</u>の患者搬送については、都と連携して実施する。なお、<u>医療施設</u>への搬送は、状況に応じて次により行うものとする。</p>	<p>4 救援の内容</p> <p>(3) 医療の提供及び助産</p> <p>エ 患者の搬送</p> <p>② 医療救護所から災害拠点病院等の<u>後方医療施設</u>への患者搬送については、都と連携して実施する。なお、<u>後方医療施設</u>への搬送は、状況に応じて次により行うものとする。</p>
P81	<p>(9) 行方不明者の捜索及び死体の<u>取扱い</u></p> <p>イ 市は、警視庁等関係機関と連携して、<u>遺体収容所</u>の開設、死体の搬送、収容及び処理等を行う。</p>	<p>(9) 行方不明者の捜索及び死体の<u>処理</u></p> <p>イ 市は、警視庁等関係機関と連携して、<u>死体収容所</u>の開設、死体の搬送、収容及び処理等を行う。</p>
P83	<p>第8章 安否情報の収集・提供</p> <p>2 都に対する報告</p> <p>市は、都への報告に当たっては、原則として、「<u>武力攻撃事態等における安否情報の収集・提供システム</u>（以下「<u>安否情報システム</u>」という。）への入力で行い、<u>安否情報システム</u>が利用できない場合には、<u>省令様式第3号</u>に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）により都に送付する。</p>	<p>第8章 安否情報の収集・提供</p> <p>2 都に対する報告</p> <p>市は、都への報告に当たっては、原則として、<u>省令様式第3号</u>に必要事項を記載した書面（電磁的記録を含む。）により都に送付する。</p>

旧頁等	修正案	現行
P92	<p>第9章 武力攻撃災害への対処</p> <p>第4 NBC攻撃による災害への対処等</p> <p>4 汚染原因に応じた対応</p> <p>(1) 市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、関係機関の情報を収集し、汚染の範囲特定に資する被災情報を都に直ちに報告する。<u>また、避難住民等(運送に使用する車両及びその乗務員を含む。)の避難退域時検査及び簡易除染その他の放射性物質による汚染の拡大を防止するため必要な措置を講ずる。</u></p> <p><u>なお、措置に当たる要員に防護服を着用させるとともに、被ばく線量の管理を行いつつ、活動を実施させる。</u></p>	<p>第9章 武力攻撃災害への対処</p> <p>第4 NBC攻撃による災害への対処等</p> <p>4 汚染原因に応じた対応</p> <p>(1) 市は、核攻撃等による災害が発生した場合、国の対策本部による汚染範囲の特定を補助するため、関係機関の情報を収集し、汚染の範囲特定に資する被災情報を都に直ちに報告する。</p>
P96	<p>第11章 保健衛生の確保その他の措置</p> <p>1 保健衛生の確保</p> <p>(1) 保健衛生対策</p> <p>市は、避難先地域において、巡回健康相談等を行うため、<u>保健活動班</u>を編成して避難所等に派遣する。</p>	<p>第11章 保健衛生の確保その他の措置</p> <p>1 保健衛生の確保</p> <p>(1) 保健衛生対策</p> <p>市は、避難先地域において、<u>都と協力し</u>、巡回健康相談等を行うため、<u>保健師班</u>を編成して避難所等に派遣する。</p>
P97	<p>2 廃棄物の処理</p> <p>(2) 廃棄物処理対策</p> <p>ア 市は、市地域防災計画の定めに基づいて、「<u>災害廃棄物対策指針</u>」(平成26年環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部作成)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。</p>	<p>2 廃棄物の処理</p> <p>(2) 廃棄物処理対策</p> <p>ア 市は、市地域防災計画の定めに基づいて、「<u>震災廃棄物対策指針</u>」(平成10年厚生省生活衛生局作成)等を参考としつつ、廃棄物処理体制を整備する。</p>
P98	<p>第12章 国民生活の安定に関する措置</p> <p>2 避難住民等の生活安定等</p> <p>(2) <u>市税の減免等</u></p> <p>市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類の提出、納付又は納入に関する期限の延長並びに市税(延滞金を含む。)の徴収猶予及び減免の措置を、災害の状況に応じて実施する。</p>	<p>第12章 国民生活の安定に関する措置</p> <p>2 避難住民等の生活安定等</p> <p>(2) <u>公的徴収金の減免等</u></p> <p>市は、避難住民等の負担軽減のため、法律及び条例の定めるところにより、市税に関する申告、申請及び請求等の書類、納付又は納入に関する期間の延期並びに市税(延滞金を含む。)の徴収猶予及び減免の措置を、災害の状況に応じて実施する。</p>

旧頁等	修正案	現行
P106	<p>第5編 緊急処理事案（大規模テロ等）への対処</p> <p>第3章 発生時の対処</p> <p>1 市対策本部の設置指定が行われている場合</p> <p>(2) 市は、警察・消防・自衛隊等関係機関との連携を強化し緊急対処保護措置を迅速的確に行うため、必要に応じて市緊急処理事態現地対策本部等を設置する。</p> <p><u>また、国の現地対策本部が設置され、現地対策本部長が緊急処理事態合同対策協議会を開催する場合には、市対策本部として、当該協議会へ参加し、緊急対処保護措置に関する情報交換や相互協力に努める。</u></p>	<p>第5編 緊急処理事案（大規模テロ等）への対処</p> <p>第3章 発生時の対処</p> <p>1 市対策本部の設置指定が行われている場合</p> <p>(2) 市は、警察・消防・自衛隊等関係機関との連携を強化し緊急対処保護措置を迅速的確に行うため、必要に応じて市緊急処理事態現地対策本部等を設置する。</p>
P110	<p>3 大量殺傷物質による攻撃（ダーティボム）</p> <p>(3) 対処上の留意事項</p> <p>ア 初動対処</p> <p>市は、都及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、速やかに警戒区域を設定するとともに、その域外において住民等の安全確保及びパニック防止のための措置を講じる。</p>	<p>3 大量殺傷物質による攻撃（ダーティボム）</p> <p>(3) 対処上の留意事項</p> <p>ア 初動対処</p> <p>市は、都から派遣される緊急時放射線調査チーム及び警察・消防・自衛隊等関係機関と連携し、速やかに警戒区域を設定するとともに、その域外において住民等の安全確保及びパニック防止のための措置を講じる。</p>
P111	<p>エ 汚染への対処</p> <p>② 市は、都及び自衛隊等関係機関が実施する<u>避難退域時検査及び簡易除染及び汚水の処理等に協力する。</u></p>	<p>エ 汚染への対処</p> <p>② 市は、都及び自衛隊等関係機関が実施する除染及び汚水の処理等に協力する。</p>

旧頁等	修正案	現行
資料編	<p>※ 資 1 から資 24 まで削除、資 28 から資 33 まで削除、資 90 から資 95 まで削除</p> <p>1 救援</p> <p>(1) 救援程度及び方法の基準</p> <p>(2) 動物保護に関する通知</p> <p>(3) 安否情報令</p> <p>(4) 公用令書等の様式</p> <p>2 武力攻撃災害の最小化 被災情報の報告様式</p> <p>3 特殊標章等 武蔵村山市武力攻撃事態等における特殊標章等の交付に関する要綱</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 武蔵村山市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例</p> <p>(2) 武蔵村山市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則</p> <p>(3) 武蔵村山市国民保護協議会条例</p>	<p>1 関係機関</p> <p>(1) <u>国の機関</u></p> <p>(2) <u>都の機関</u></p> <p>(3) <u>区市町村</u></p> <p>(4) <u>その他の公共機関</u></p> <p>(5) <u>報道機関一覧</u></p> <p>(6) <u>災害時支援協定</u></p> <p>2 避難</p> <p>(1) <u>防災行政無線</u></p> <p>(2) <u>避難施設</u></p> <p>3 救援</p> <p>(1) 救援程度及び方法の基準</p> <p>(2) <u>備蓄物資</u></p> <p>(3) <u>輸送拠点一覧</u></p> <p>(4) <u>大規模救出救助活動拠点</u></p> <p>(5) <u>災害時臨時離着陸候補地（武蔵村山エリア）</u></p> <p>(6) <u>火葬場一覧</u></p> <p>(7) 動物保護に関する通知</p> <p>(8) 安否情報令</p> <p>(9) 公用令書等の様式</p> <p>4 武力攻撃災害の最小化 被災情報の報告様式</p> <p>5 特殊標章等 武蔵村山市武力攻撃事態等における特殊標章等の交付に関する要綱</p> <p>6 その他</p> <p>(4) 武蔵村山市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例</p> <p>(5) 武蔵村山市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例施行規則</p> <p>(6) 武蔵村山市国民保護協議会条例</p> <p>(7) <u>各部の初動応急対策（武蔵村山市震災時職員初動マニュアル※抜粋）</u></p>

## 武蔵村山市国民保護計画修正スケジュール

年	平成29年										平成30年		
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
国民保護協議会		●第1回(23日) 諮問・意見出し				← ●第2回 協議会答申 →							
東京都協議			→ 事前協議 →						→ 正式協議 →				
草案作成	→												
関係機関・庁内調整	→												
パブリックコメント				→									
庁議							→						
議会			第2回定例会			第3回定例会			第4回定例会			第1回定例会	
計画書印刷・配布										→			
その他				●(7日) 防災会議	●(27日) 総合防災訓練							●(11日) 避難所体験訓練	